

平成27年度決算 参考データ集

～データで見る京都市財政のあらまし～

決算収支の状況と

他都市比較で見る京都市財政の特徴

平成28年9月

京都市行財政局

用語の説明

- ・ **実質収支** （p. 1）

一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標で、当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除して算出

なお、前年度実質収支と当該年度実質収支の差額が「単年度収支」である。

- ・ **財政健全化法** （p. 1, 2, 8）

地方自治体の財政破綻を早い段階で防止することを目的に、平成 19 年に成立した法律。自治体の財政状況を、全会計の収支の状況、借入金の償還負担の大きさ、将来負担しなければならない経費の大きさなどを示す五つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率（公営企業））により判断し、指標が一定の基準を超えた自治体は、財政健全化計画等を策定し、早期の健全化に取り組まなければならない。

- ・ **臨時財政対策債** （p. 3, 5, 7～9, 11, 12, 18）

地方交付税の不足を補うために平成 13 年度に創設された赤字地方債。将来の元利償還額が、地方交付税算定の際の基準財政需要額に算入されることとなっており、いわば地方交付税の前借りともいえるもの

- ・ **普通会計** （p. 9～18）

各地方公共団体の財政状況を把握し、地方公共団体間の財政比較等のために用いられる統計上、観念上の会計。一般会計を基本にして一部の特別会計を合算し、会計間の重複を控除したもの

- ・ **基準財政需要額** （p. 12）

地方公共団体が合理的かつ妥当な平均的水準で行政を行った場合に要する財政需要を一定の合理的な方法で算出した額

- ・ **基準財政収入額** （p. 12）

地方公共団体が標準的な税の徴収を行ったという前提条件の下に歳入額を算出したものであり、標準税率で算定した地方税等の収入見込額（標準税収入額）の 75%分に地方譲与税等を加え算出される。（残りの 25%分は、「留保財源」と呼ばれ、各地方自治体の独自施策等の実施に充てることができる。）

目次

I 27年度決算の状況

1	決算収支の状況	1
	(1) 全会計の連結実質（累積）収支	1
	(2) 一般会計の実質（累積）収支	1
	(3) 公営企業会計の決算収支	2
2	一般財源収入	3
	(1) 市税収入	4
	(2) 地方交付税及び臨時財政対策債	5
3	歳出	5
	(1) 性質別経費	5
	(2) 行政目的経費	6
4	市債	7
	(1) 市債残高	7
	(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額	8
5	財政健全化法に基づく健全化判断比率	8

II 他都市比較で見る京都市財政の特徴

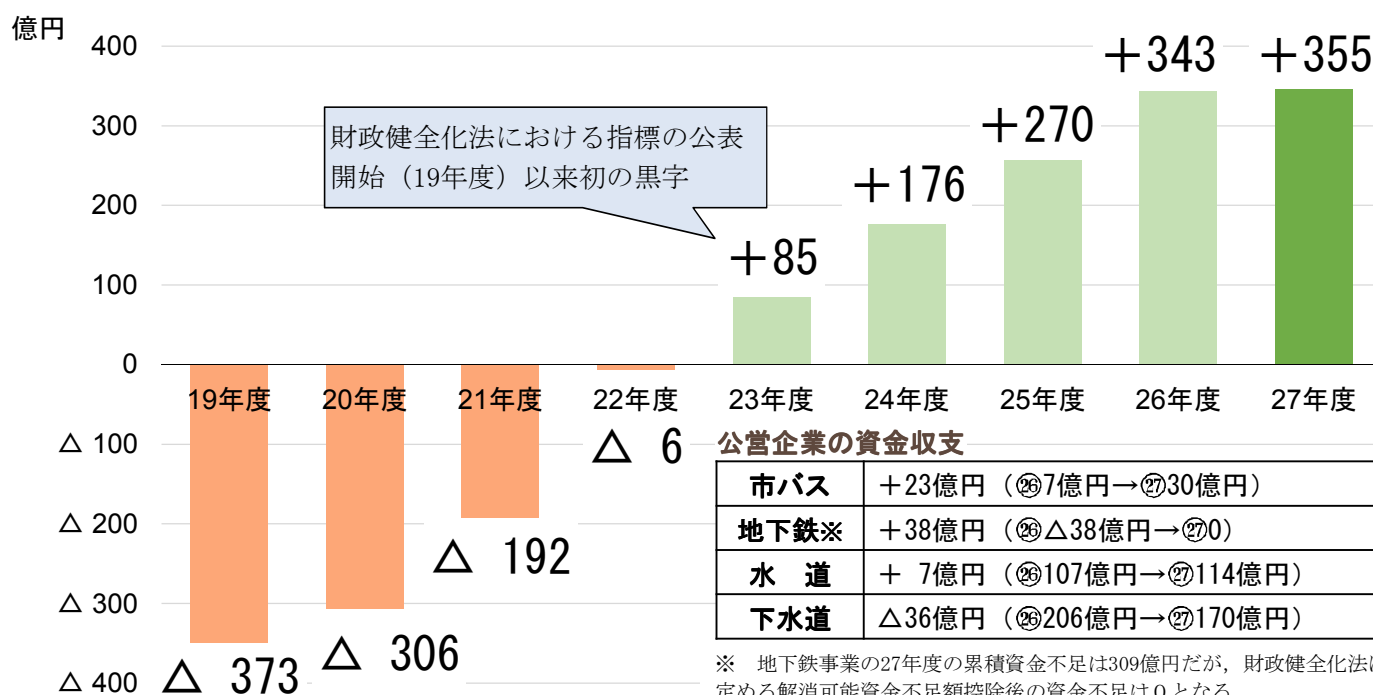
1	歳入	9
	(1) 市税	9
	(2) 地方交付税及び臨時財政対策債	11
2	歳出	13
	(1) 人件費	15
	(2) 扶助費	16
	(3) 公債費	17

27年度決算の状況

1 決算収支の状況

(1) 全会計の連結実質（累積）収支

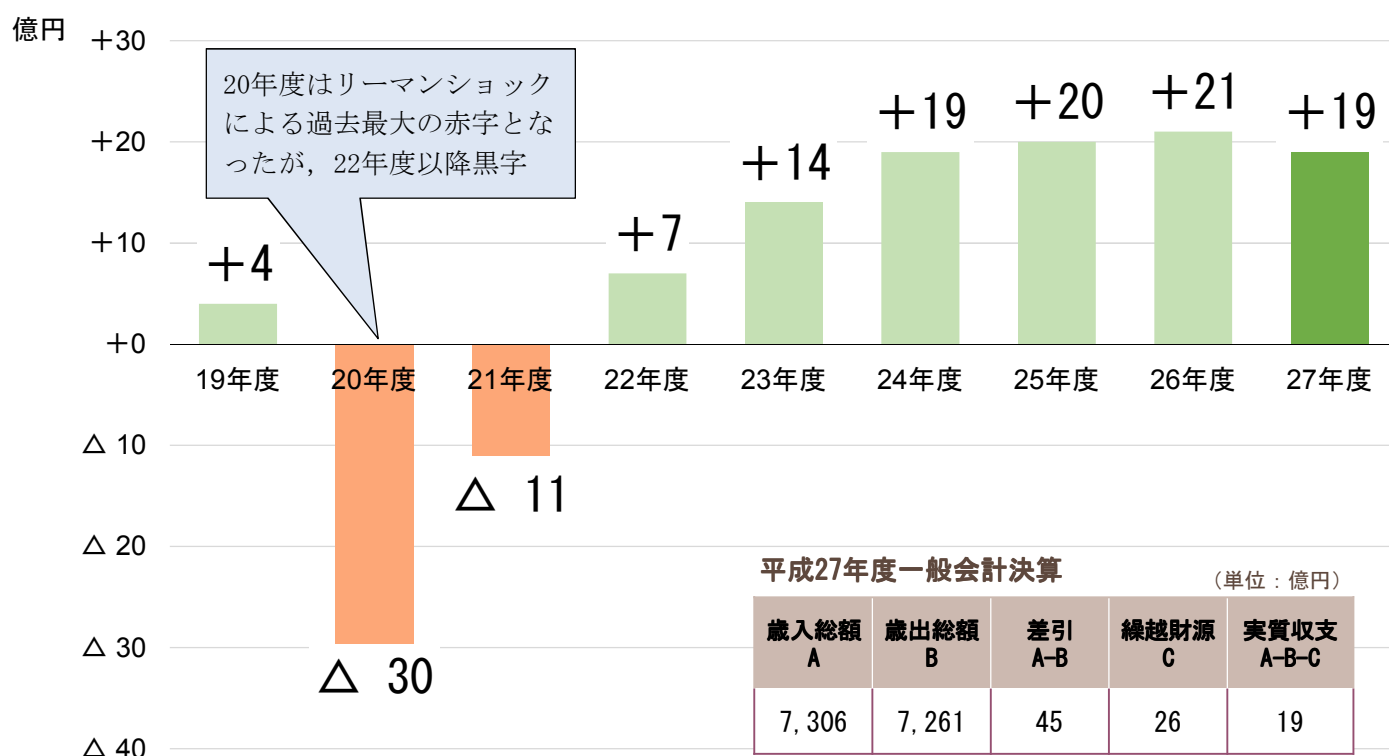
- 地下鉄の財政健全化法に定める資金不足解消（※）などにより前年度と同水準の黒字を確保



注 億円単位の数字は、百万円単位の四捨五入と異なる場合がある。（以下同様）

(2) 一般会計の実質（累積）収支

- 過去最高の市税徴収率の更新(98.3%)，行財政改革の徹底等により，前年度と同水準の黒字を確保



(3) 公営企業会計の決算収支

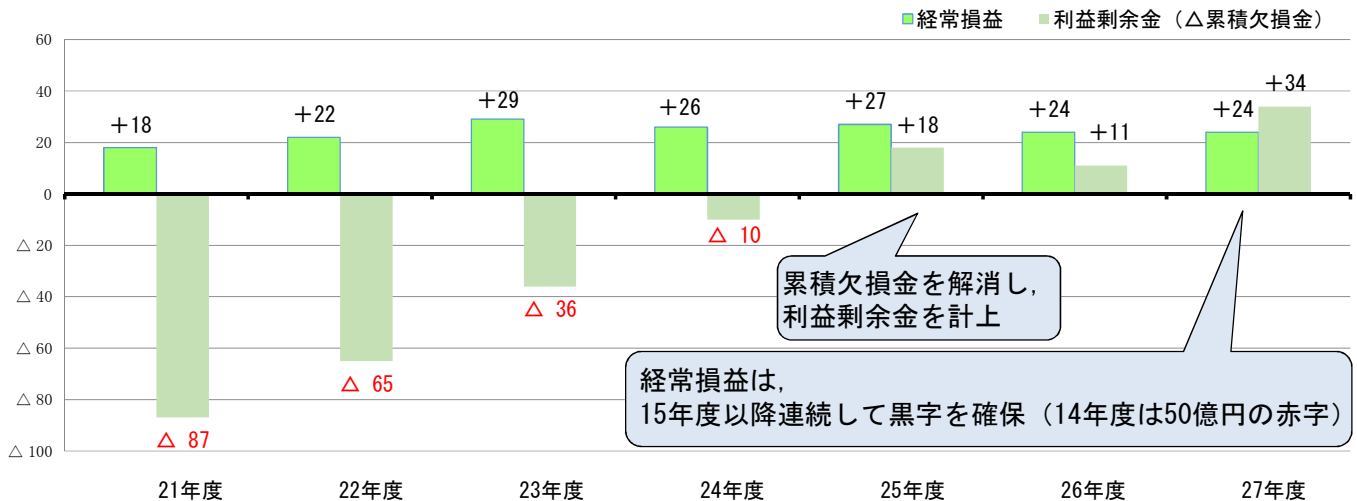
ア 市バス事業

- 旅客数は、35万3千人と2年連続で1万人を上回る増加となり、26年度に引き続き一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を堅持

◇ 旅客数の推移（千人/日）

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
旅 客 数	311	314	314	321	326	341	353
対前年度増加数	—	3	0	7	5	15	12

経常損益等の推移（億円）



イ 地下鉄事業

- 旅客数は、経営健全化計画で30年度までに達成するとしている目標（37万5千人）まであと3千人の37万2千人となり、一般会計からの補助金を繰り入れたうえではあるが、開業年度以来の経常損益の黒字を計上
- 全国の公営地下鉄事業で唯一の健全化団体から脱却する展望は見えつつも、依然309億円もの多額の資金不足。企業債等残高もなお3,911億円（ピーク時4,922億円（20年度））にのぼり、引き続き経営健全化の取組が必要

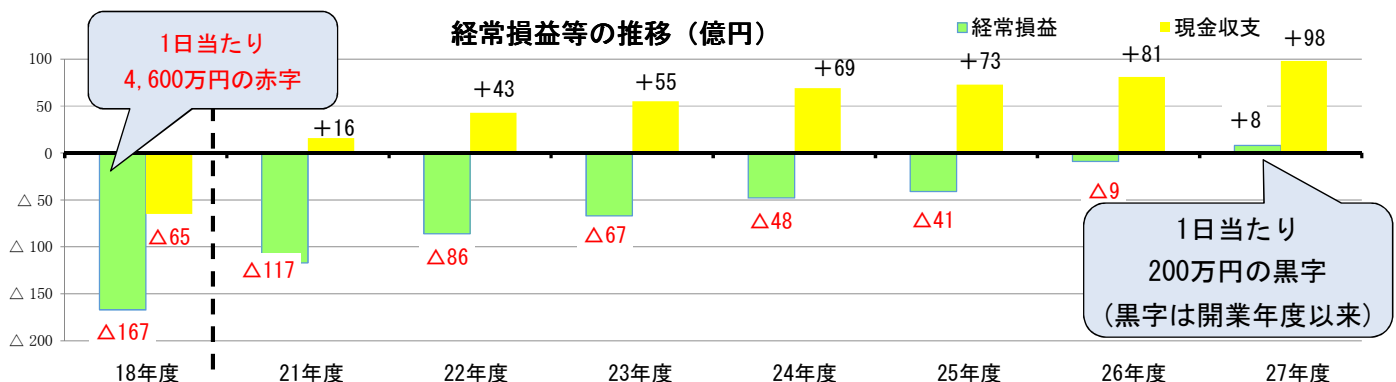
◇ 旅客数の推移（千人/日）

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
旅 客 数	327	330	334	339	348	359	372
対前年度増加数	—	3	4	5	9	11	13

◇ 財政健全化法における資金不足額（億円）・資金不足比率（％）の状況

年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
健全化法上の資金不足	△ 264	△ 178	△ 138	△ 78	△ 62	△ 38	0
資金不足比率	114.5	76.2	57.8	31.9	24.4	14.8	—

- 一般会計からの経営健全化出資金73億円を繰り入れているが、依然多額の資金不足額（309億円）
- 財政健全化法上における解消可能資金不足額控除後の資金不足は0となる。
- 一般会計からの経営健全化出資がなくても、安定的に経営健全化基準の資金不足比率20%を下回る見通しが立つまで、経営健全化団体を継続。

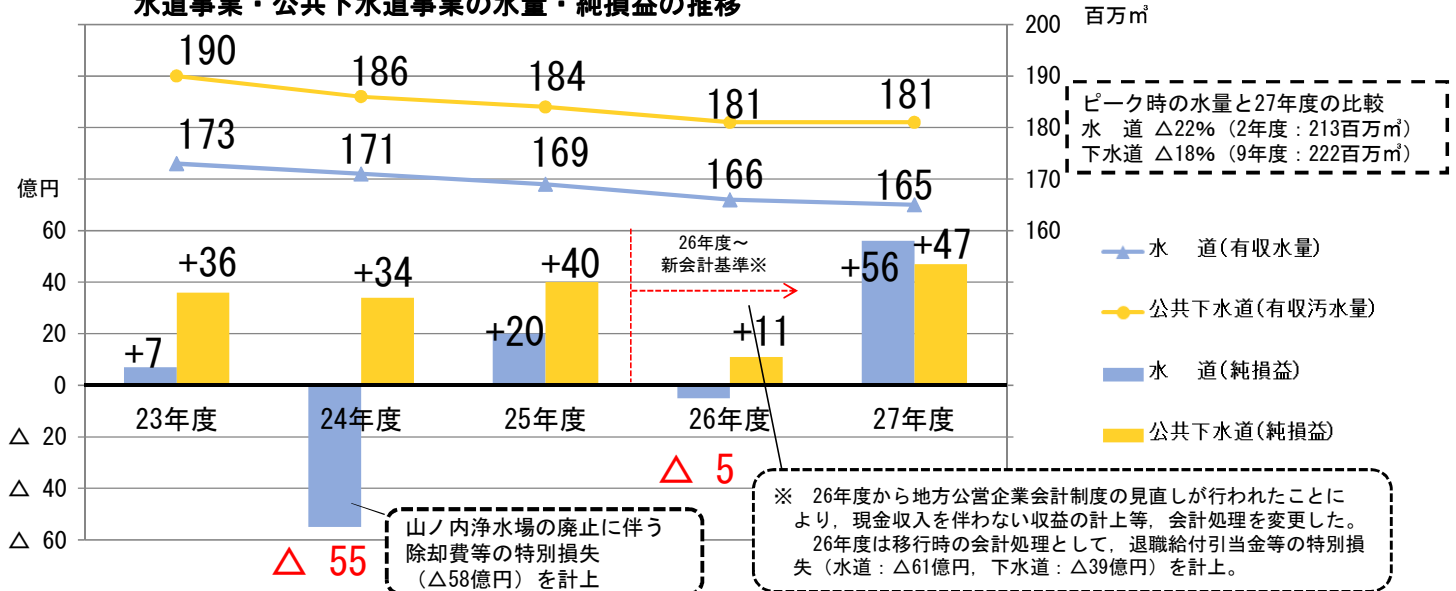


- 営業所の再編や職員定数の削減など、効率的な事業運営に努めた結果、水道事業は2年ぶりの黒字、公共下水道事業は6年連続の黒字
- 老朽化した水道管更新のスピードアップや、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備など、中期経営プランに掲げる事業を着実に推進

【配水管更新率】 H20～24平均：0.5% ⇒ H27：1.0%
(配水管総延長に対する年間更新延長の割合)

【雨水整備率】 H24：19.5% ⇒ H27：22.1%
(下水道事業計画区域のうち10年確率降雨への対応が完了した面積の割合)

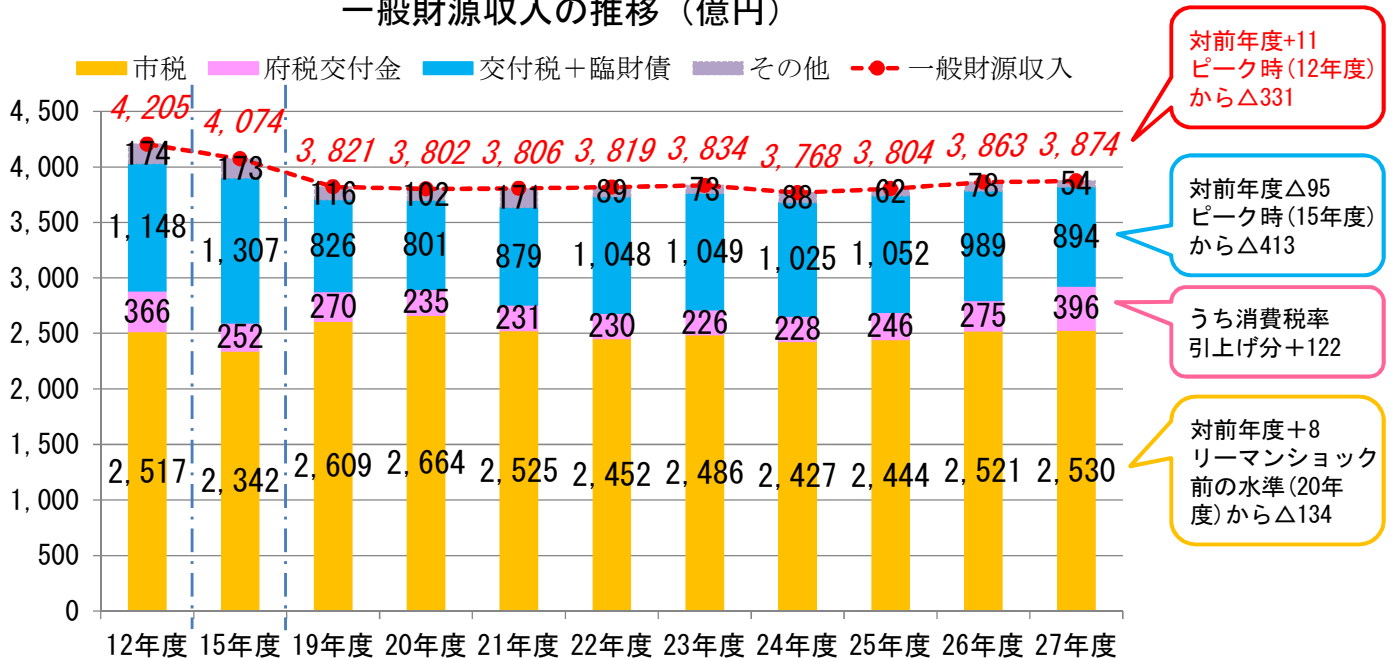
水道事業・公共下水道事業の水量・純損益の推移



2 一般財源収入

- 市税は、景気の回復傾向に加え、市税徴収率の向上もあって前年度から8億円の増となっているが、リーマンショック前の水準(20年度 2,664億円)を134億円下回る
- 市税や府税交付金の増に伴い、実質的な地方交付税(交付税+臨時財政対策債)は前年度から95億円の減
- 地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げ(5%→8%)分は122億円(府税交付金の内数)で、その全額を社会保障の維持と充実(1,195億円)のために活用

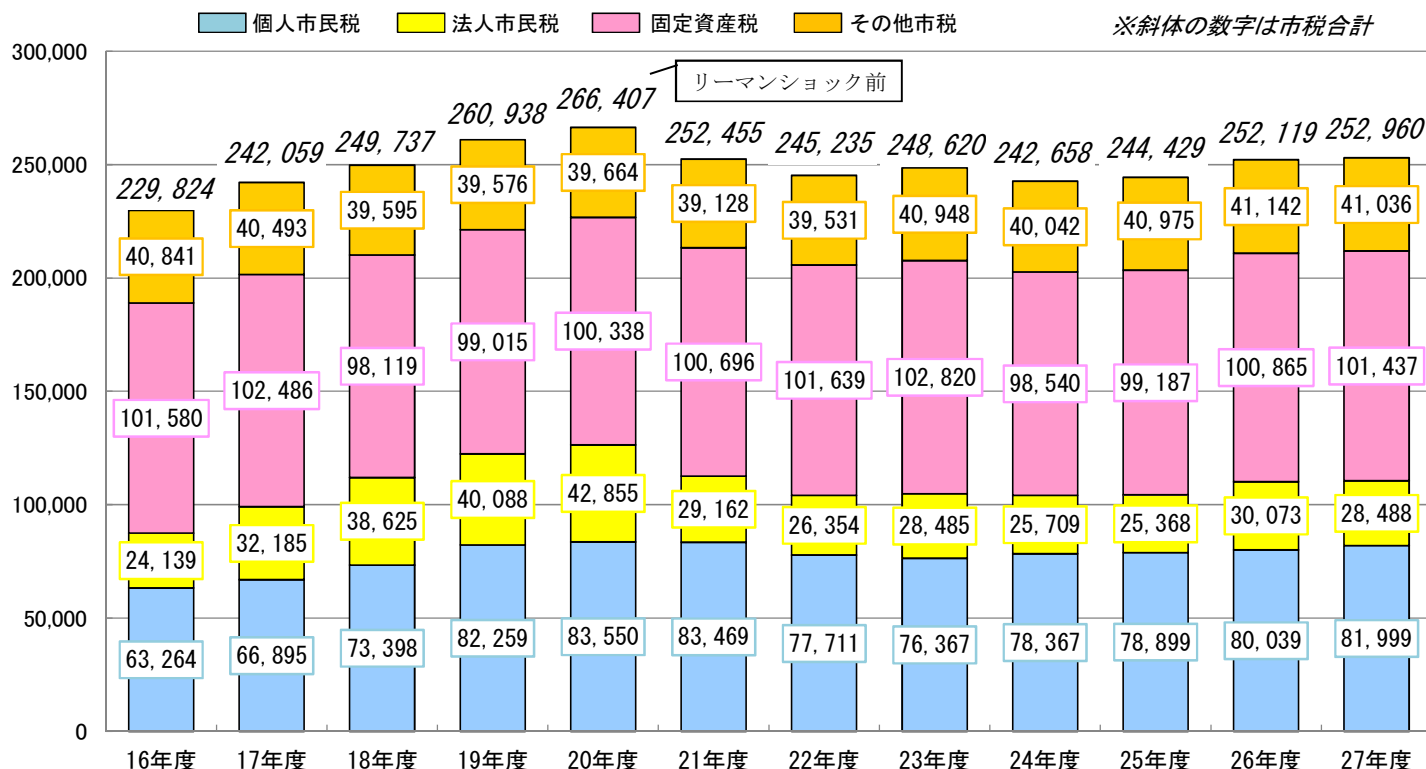
一般財源収入の推移(億円)



(1) 市税収入

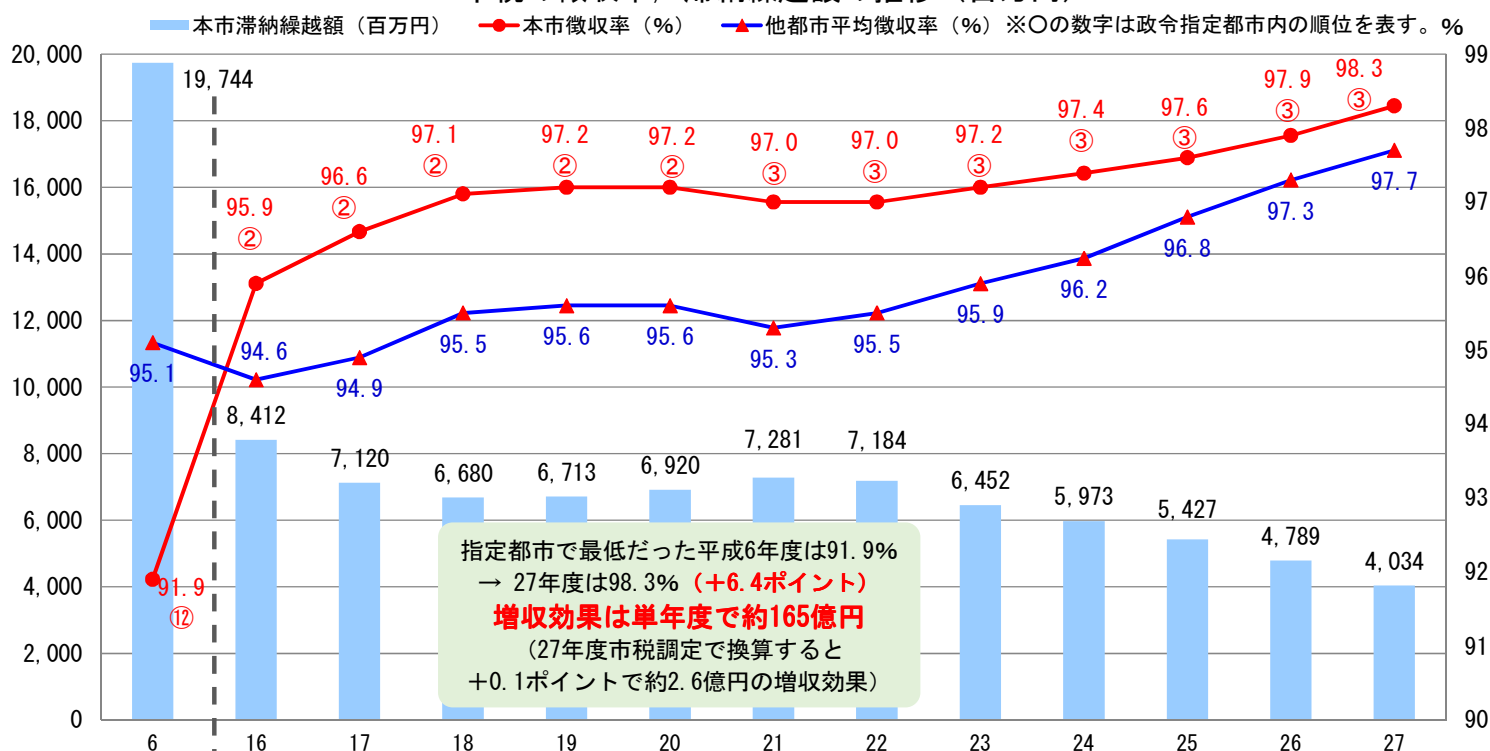
- 個人所得が伸びていることなどにより個人市民税が増加したことに加え、徴収率が向上したこともあって、市税収入は前年度決算から8億円増の2,530億円（前年度比 0.3%増）

市税収入の推移（百万円）



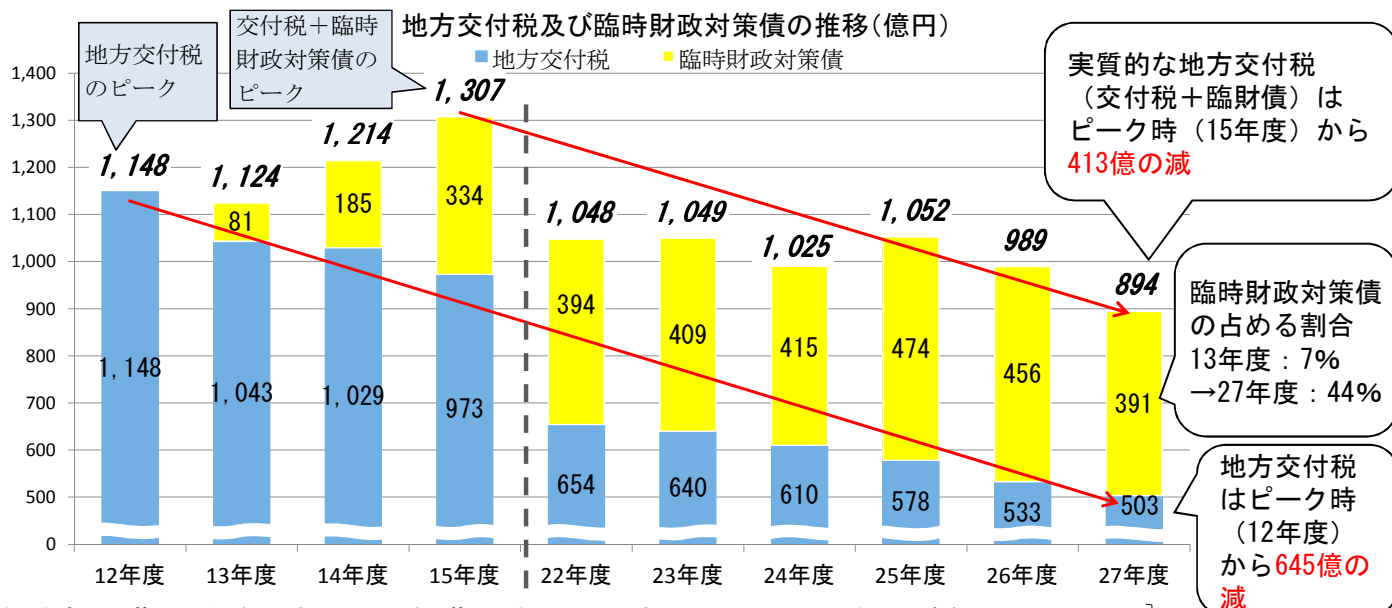
- 市税徴収率は、市民の皆様の納税への御理解を得て、市税収入確保推進本部の下、職員が一丸となって市税の徴収に取り組んだ結果、過去最高となった26年度の徴収率をさらに+0.4ポイント上回る98.3%を達成

市税の徴収率、滞納繰越額の推移（百万円）



(2) 地方交付税及び臨時財政対策債

- 市税収入が少ない分、地方交付税の必要額確保が重要
- しかし、実質的な地方交付税（地方交付税＋臨時財政対策債）はピーク時（15年度）から413億円も減少し、この間の市税の増188億円（15年度 2,342億円→27年度 2,530億円）を大きく上回る削減



- ・ 社会福祉費など増大する行政経費に応じた地方交付税の必要額の確保
- ・ 臨時財政対策債の廃止と法定率※の更なる引き上げによる地方財源不足額の解消
※国税収入のうちどれだけ地方交付税の原資にまわすかを示す割合
- ・ 大都市特有の財政需要を的確に反映する算定方法の見直し

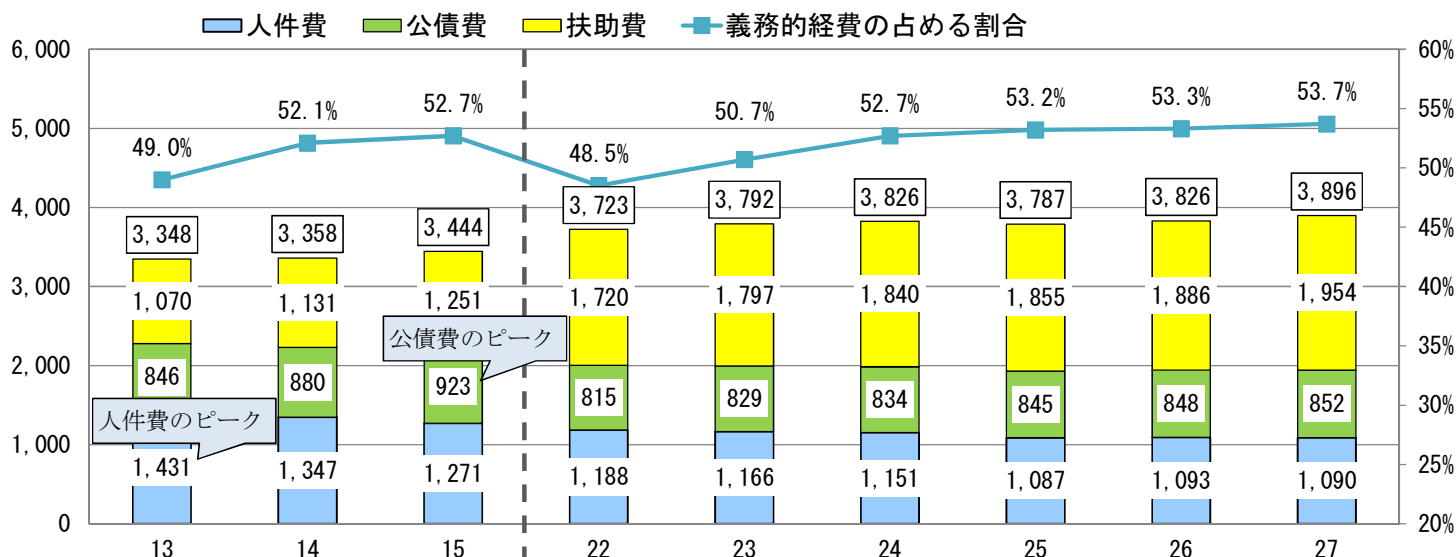
これらを
国に要望

3 歳出

(1) 性質別経費

- 性質別経費のうち義務的経費（人件費、公債費、扶助費）の占める割合は53.7%と多く、増加傾向
- 人件費は、職員数の削減等を進めてきたことから、ピーク時（13年度）から341億円減少
- 過去に発行した市債の償還経費である公債費は、ピーク時（15年度）から減少してきているものの、臨時財政対策債の残高・償還額が増えていることから増加傾向
- 扶助費は、福祉・子育て支援の充実等により増加傾向

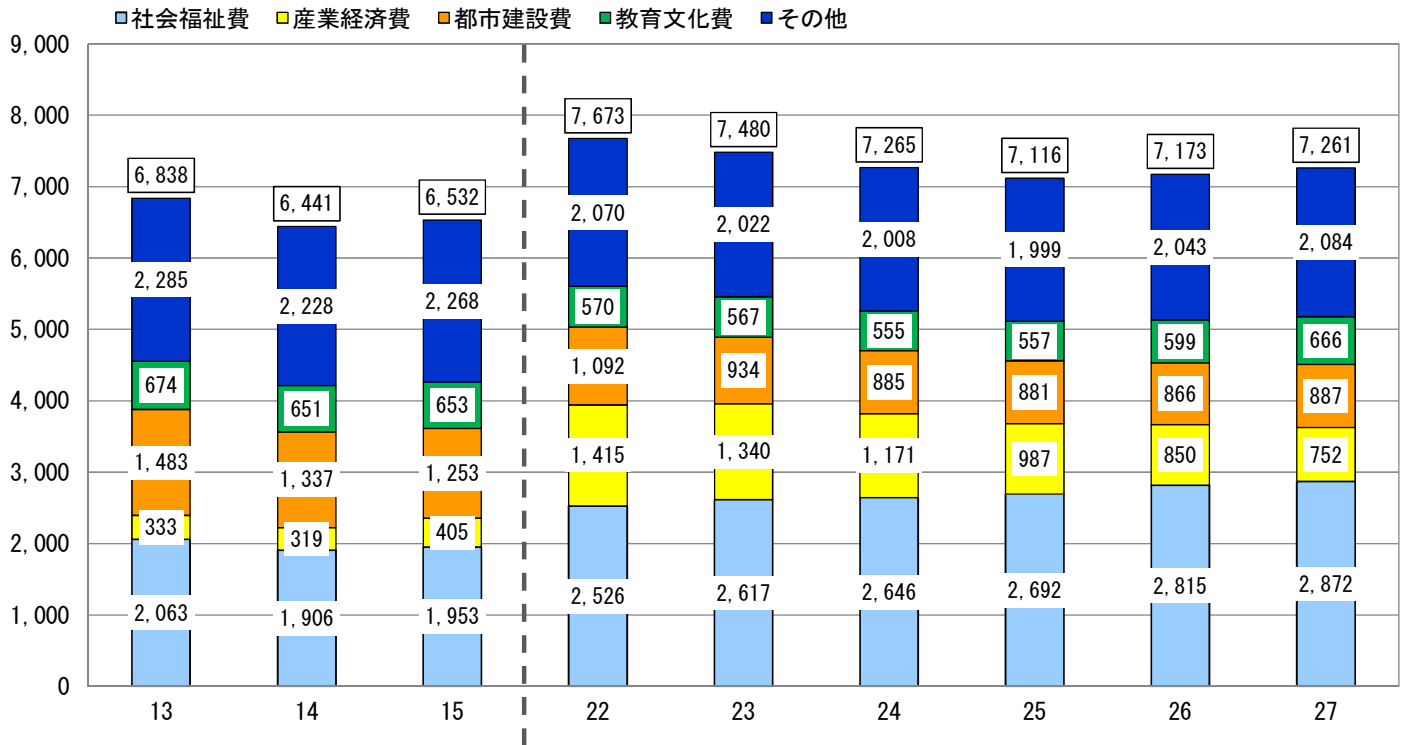
性質別経費のうち義務的経費の推移（億円）



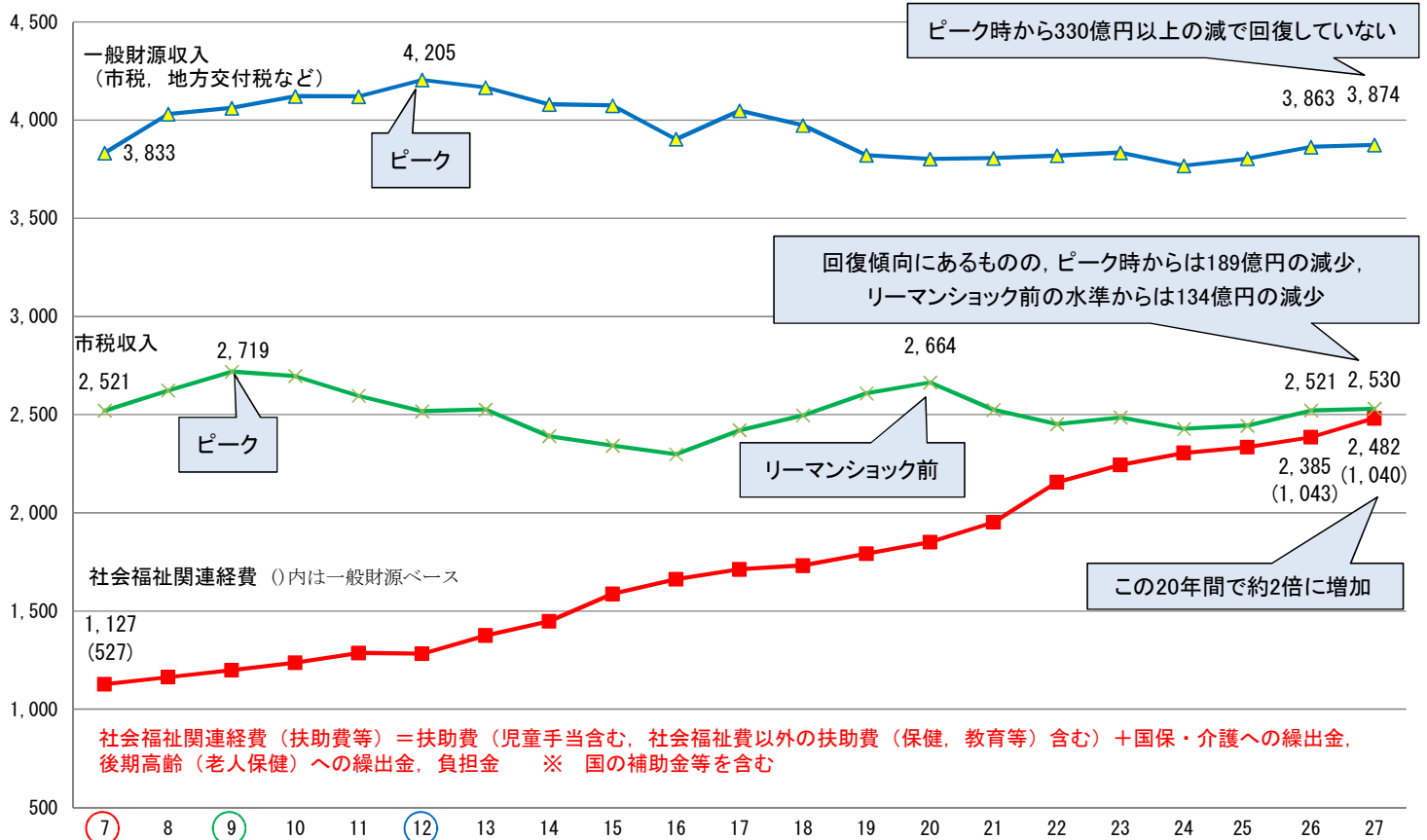
(2) 行政目的別経費

- 社会福祉費は、高齢化の進展や、福祉・子育て支援の推進等により増加傾向
- 産業経済費は、企業の資金ニーズに応じた中小企業金融対策費の減などにより減少傾向

行政目的別経費の推移（億円）



一般財源収入，市税収入，社会福祉関連経費の決算額推移（億円）



4 市債

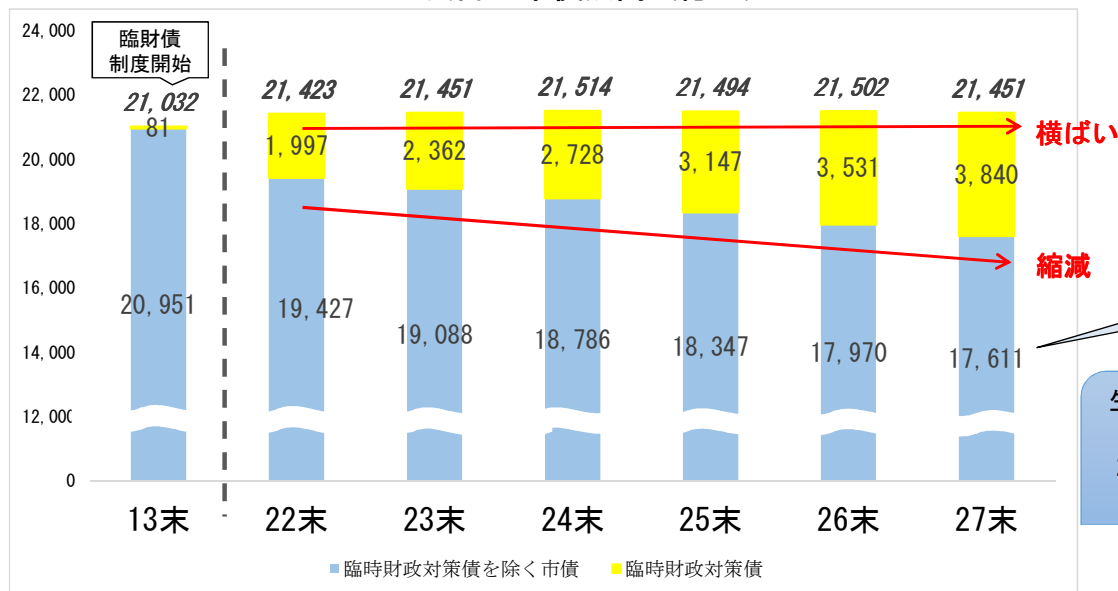
(1) 市債残高

- 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く実質市債残高は、全会計・一般会計ともに着実に縮減
- 臨時財政対策債は、地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので、本市において発行額をコントロールできず、近年は臨時財政対策債の残高が増加（※）

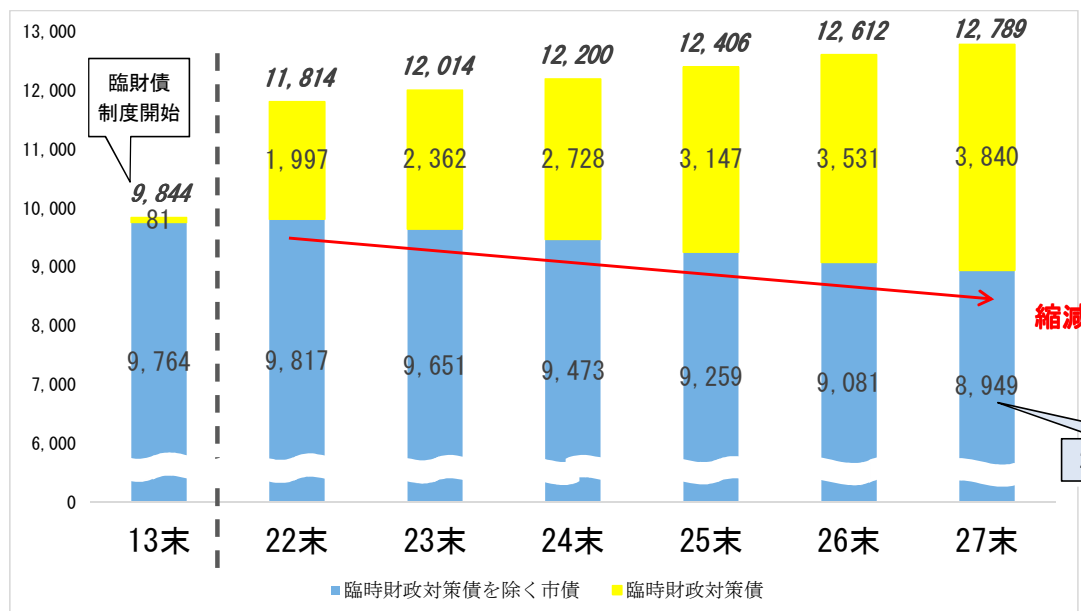
※国による算定方法が、22年度から、人口規模に応じた方式から財政力指数に応じた方式に段階的に変更。
本市財政は厳しいものの、一般市町村平均と比べると財政力指数が高いため、発行額が増加する要因に。

- これを含めても、全会計の市債残高は横ばいで推移

全会計の市債残高（億円）



一般会計の市債残高（億円）



臨時財政対策債の元利償還に対する地方交付税措置については全国一律の基準で算定されており、その償還方法（3年据置27年元金均等償還）と、実際の本市の償還方法（5年据置25年元金均等償還）が異なる。本市の市債は、償還計画に基づき確実に償還しており、償還に支障をきたすことはないが、この償還方法の違いにより、平成27年度の臨時財政対策債の残高のうち、後年度に地方交付税以外の市税等で償還することとなる額は282億円となる。（22年度末142億円、+140億円）

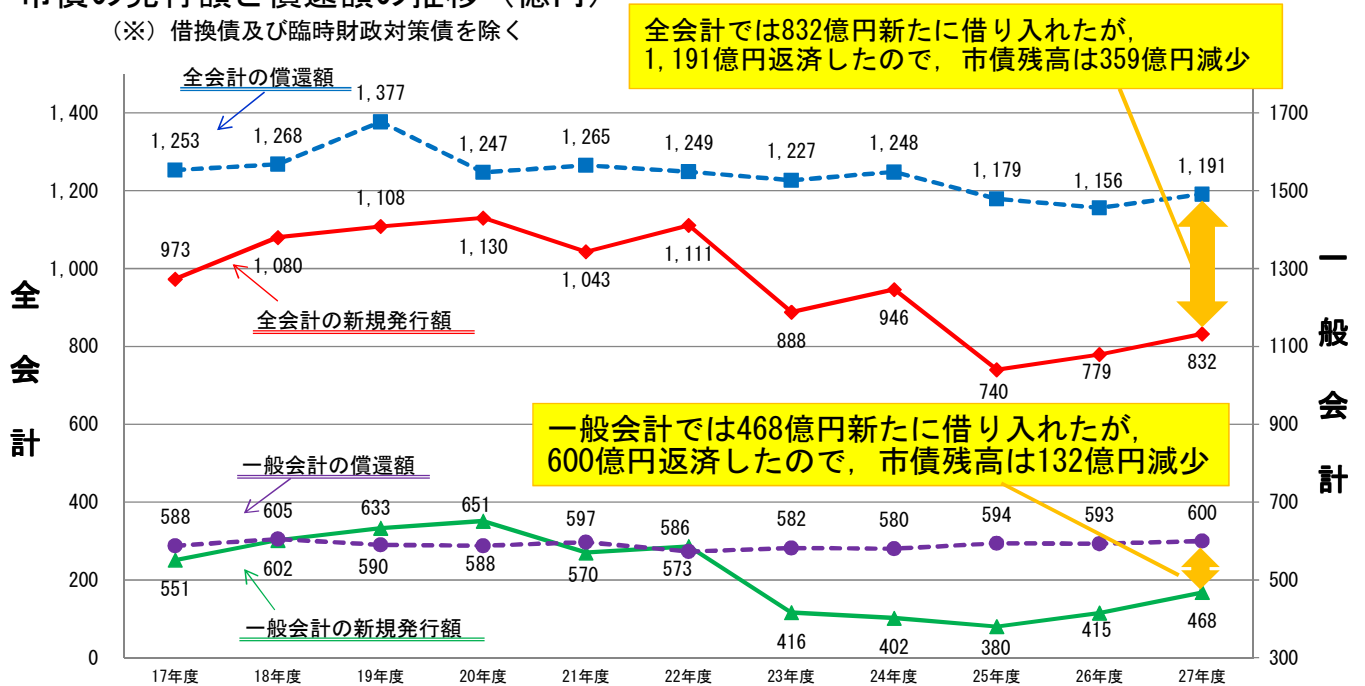
なお、臨時財政対策債の元利償還については、平成28年度以降発行分から、本市の償還方法を地方交付税措置上の償還方法に合わせている。

(2) 市債（臨時財政対策債を除く。）の新規発行額と償還額

- 市債残高（過去の借金）を着実に減少させるためには、新規の市債発行額（新たな借金）を償還額（借金の返済）の範囲内にとどめることが必要
- 全会計：借金の返済 1,191億円－新たな借金 832億円＝市債残高は 359億円減少
一般会計：借金の返済 600億円－新たな借金 468億円＝市債残高は 132億円減少

市債の発行額と償還額の推移（億円）

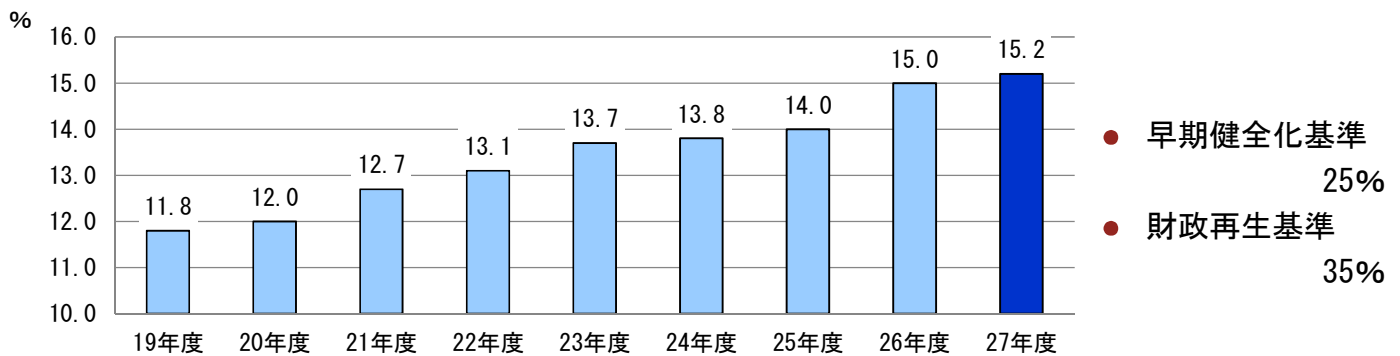
（※）借換債及び臨時財政対策債を除く



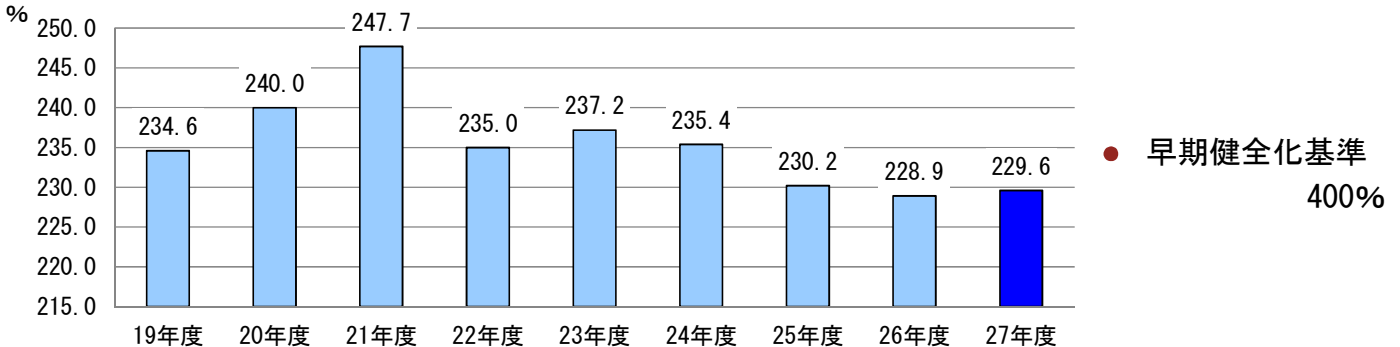
5 財政健全化法に基づく健全化判断比率

- 地方交付税措置のない市債の償還や残高の増加などにより、実質公債比率は前年度から0.2ポイント増の15.2%、将来負担比率は前年度から0.7ポイント増の229.6%

○実質公債費比率の推移



○将来負担比率の推移



他都市比較で見る京都市財政の特徴

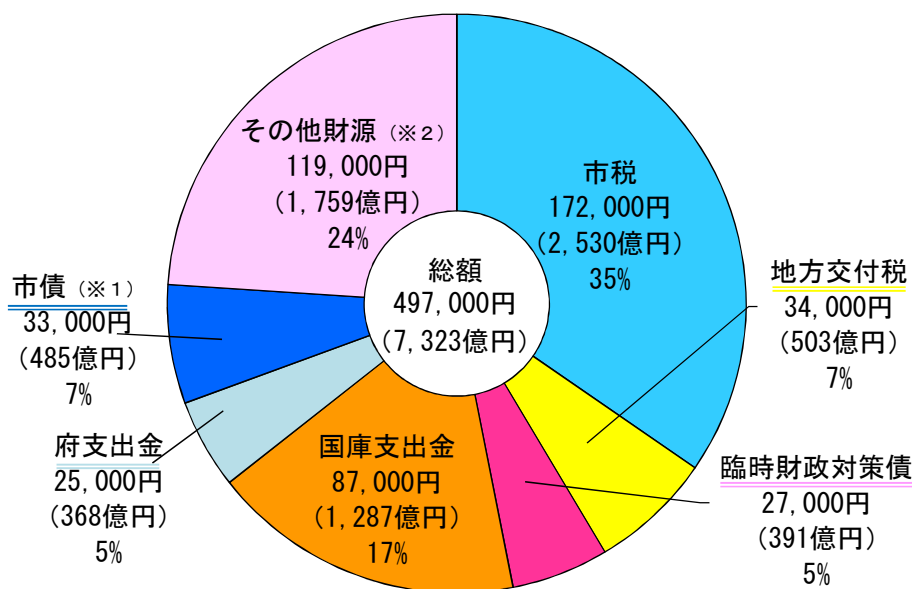
1 歳入

(注) 全国統一的な会計である普通会計分析による比較

歳入構成の特徴

- 市税は、歳入総額のほぼ1/3
- 他都市に比べて地方交付税及び臨時財政対策債に大きく依存

◆ 京都市の市民一人当たり歳入内訳 (平成27年度決算)



() 内数値は、本市歳入額を示しています。

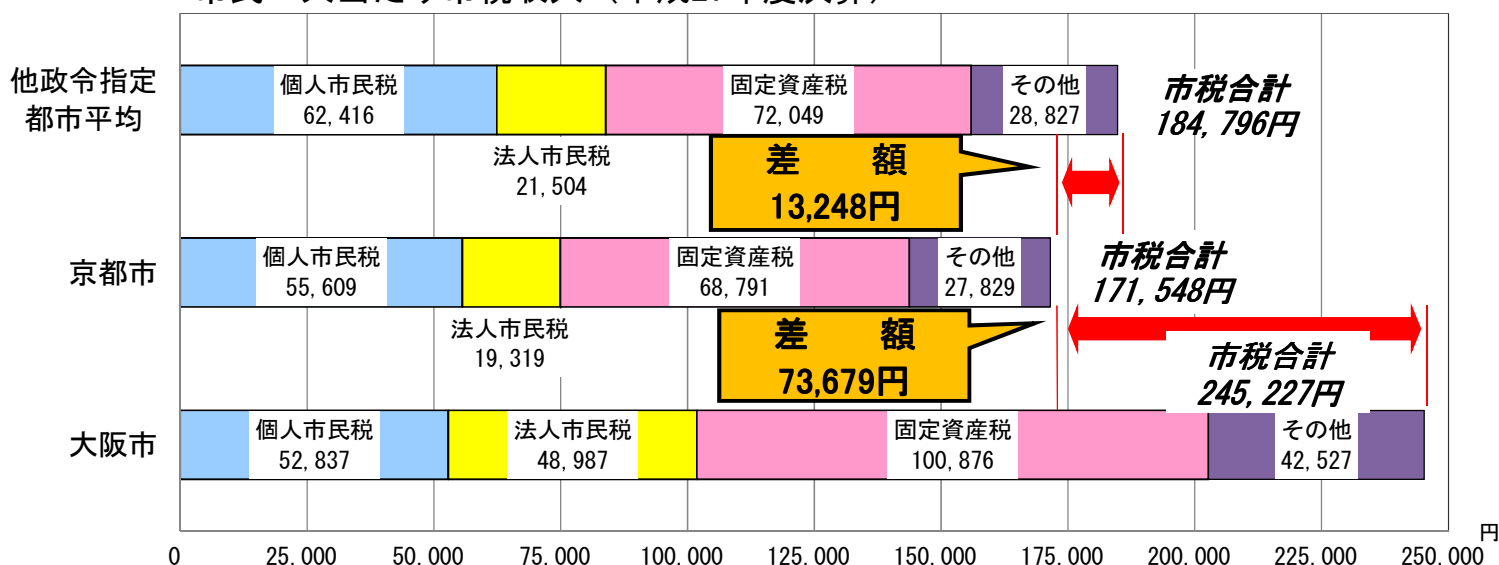
※1 市債は、臨時財政対策債を除いたものです。

※2 中小企業への金融支援のための融資制度 (中小企業金融対策預託金) に力を入れており、金融機関への預託金が年度末に返還されることから、その歳入 (市民一人当たり 44,000円 (653億円)) が多くを占めています。

※3 一人当たりの歳入内訳は、千円単位に四捨五入しています。

(1) 市税

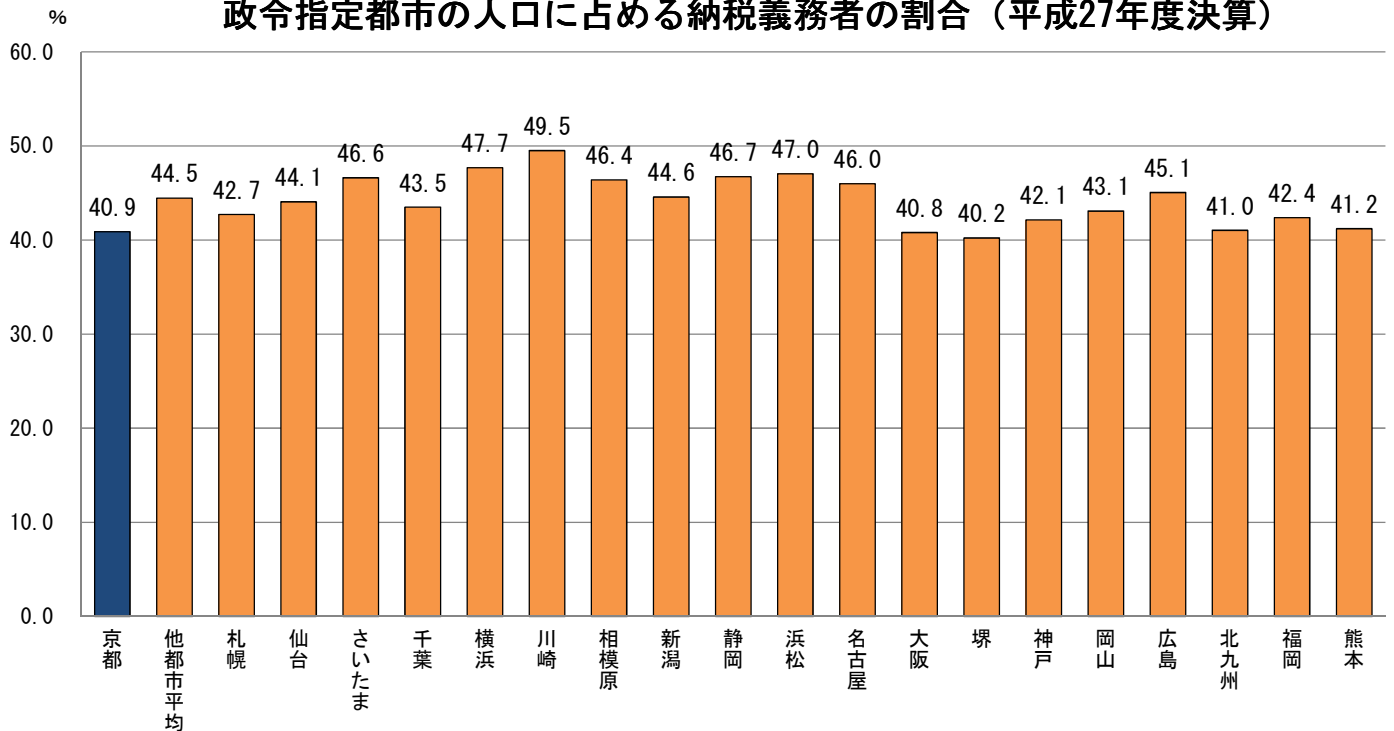
市民一人当たり市税収入 (平成27年度決算)



- 京都市の市民一人当たり市税収入は、他の指定都市の平均よりも約1万3千円も少なく、京都市の人口は約147万人なので、市税収入総額では195億円も少ないこととなります。
- 大阪市と比較すると**、本市の面積は約4倍で、市域の面積に応じて消防・防災等をはじめとした市で行うサービスの量が多い一方で、**市民1人当たりの市税収入は約7万4千円下回っており、大阪市より約3割も少ないこととなります (人口147万人で換算すると△1,085億円)。**

◆ 個人市民税が少ない要因

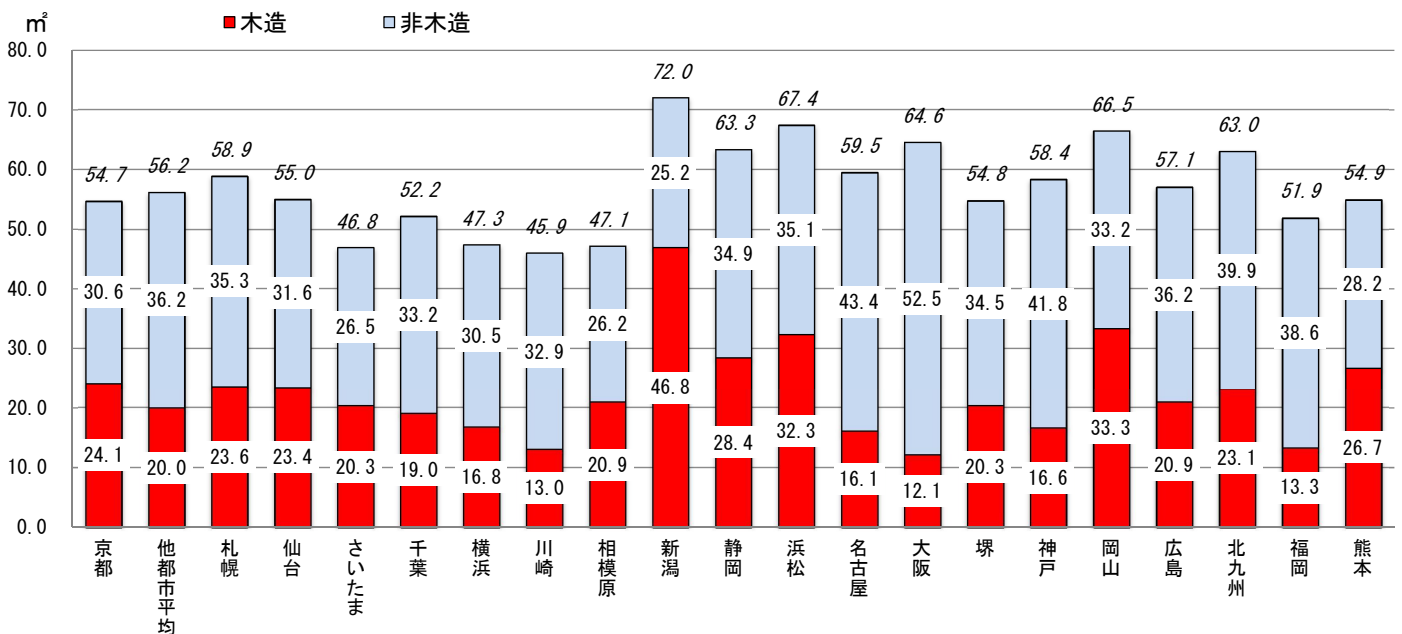
政令指定都市の人口に占める納税義務者の割合（平成27年度決算）



多くの大学を有する京都市は、指定都市の中で大学生数が1位となっており、大学を中核とした高度で豊富な学術研究機能の集積は、京都の優れた都市特性となっています。また、知恵や経験豊かな高齢者の割合も高いことから、京都に息づく文化が次の世代へと継承されています。一方で、一般的な就業者層である23歳から64歳までの割合が低くなることで、指定都市の中で人口に占める納税義務者の割合が低くなっています。

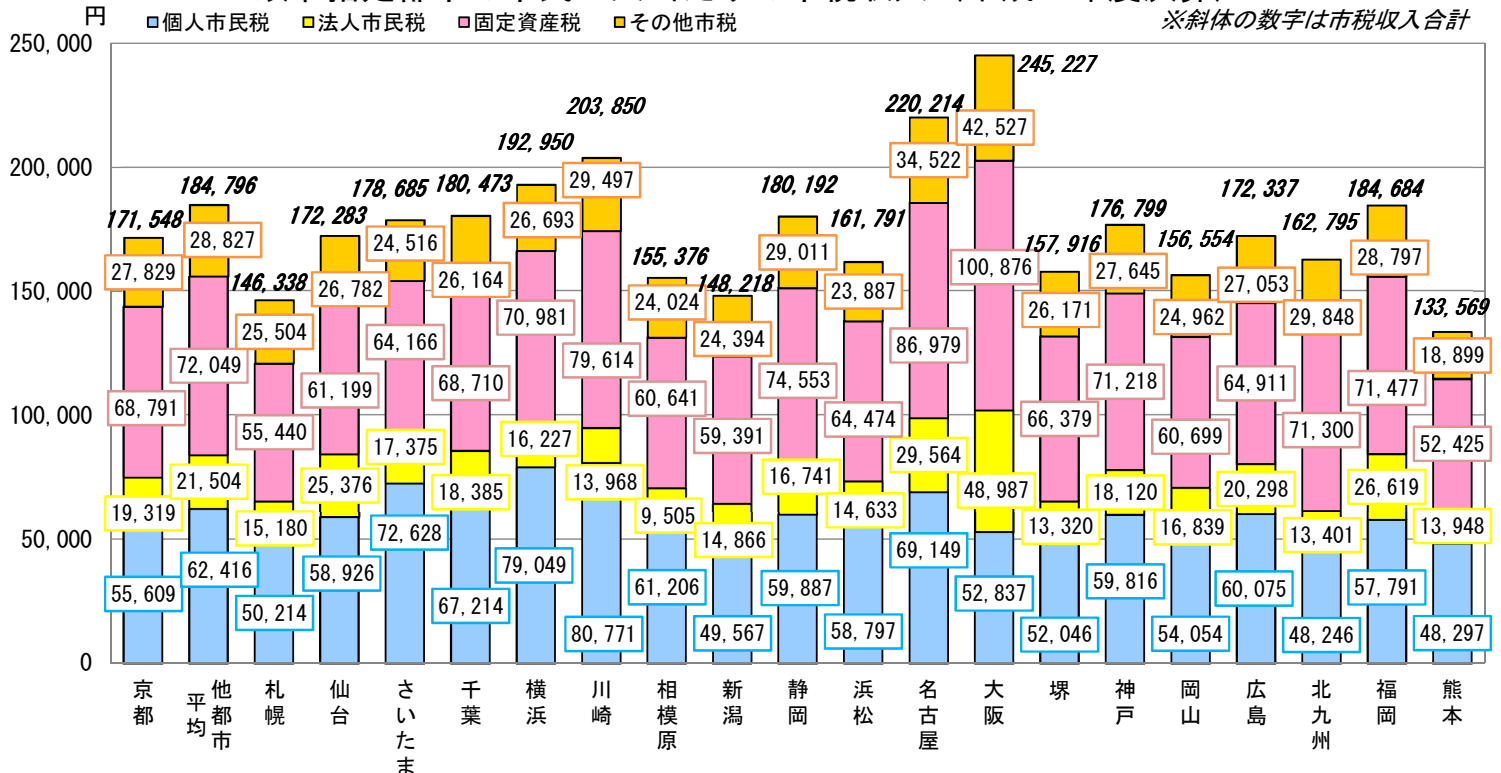
◆ 固定資産税が少ない要因

政令指定都市の市民一人当たり床面積（平成27年度決算）



京都市は、数多くの歴史的資産や風情ある町並みが融合し、地域ごとに特色ある多様な景観を大切に受け継いできた歴史都市であり、土地の固定資産評価額の1㎡単価は指定都市の中で上位にあります。一方で、市民一人当たりの家屋床面積が他の指定都市の平均を下回っていることに加え、非震災都市という特性もあり、評価額の低い木造家屋の占める割合が高くなっています。

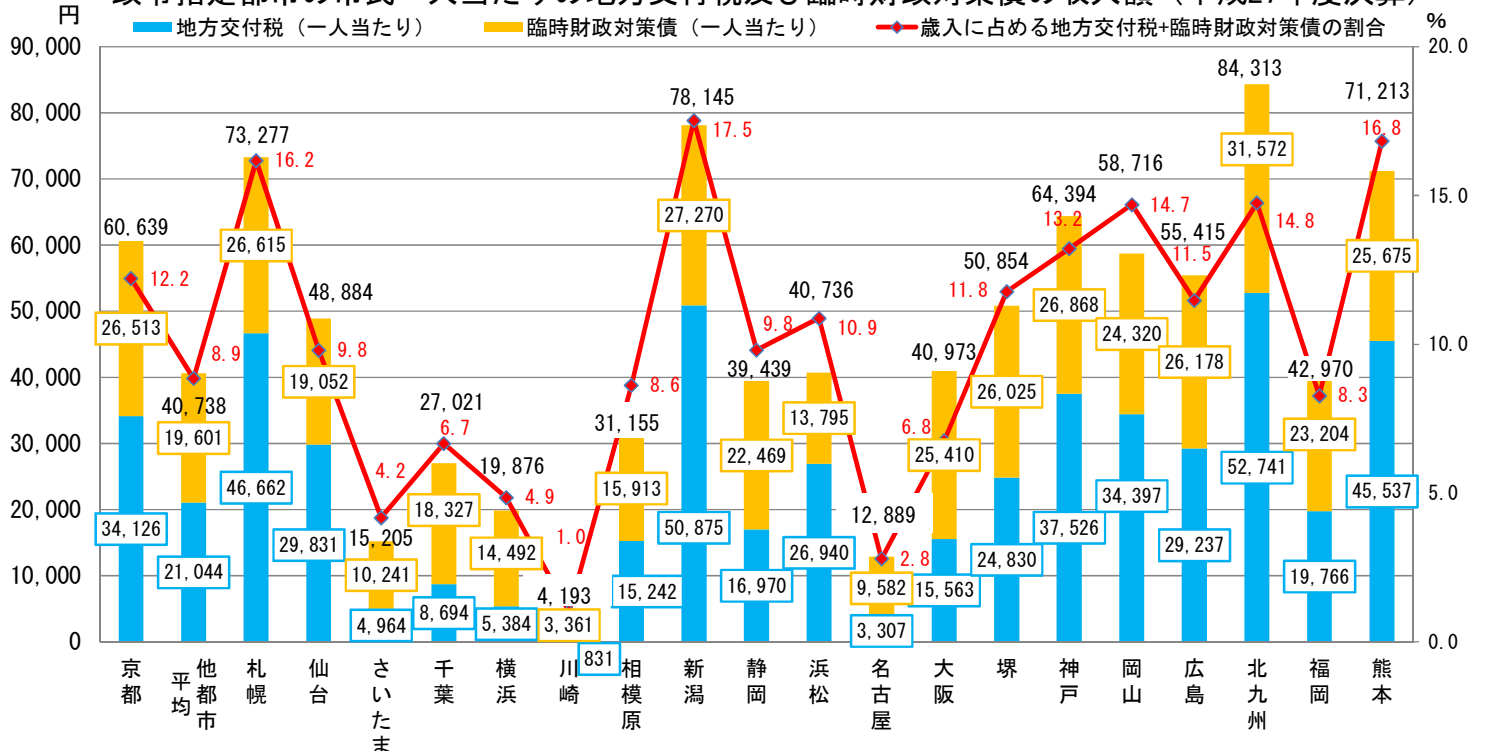
政令指定都市の市民一人当たりの市税収入（平成27年度決算）



京都市の市民一人当たり市税収入は、他の指定都市の平均を下回り、一番多い大阪市とは、市民一人当たりで約 74,000円もの差があります。

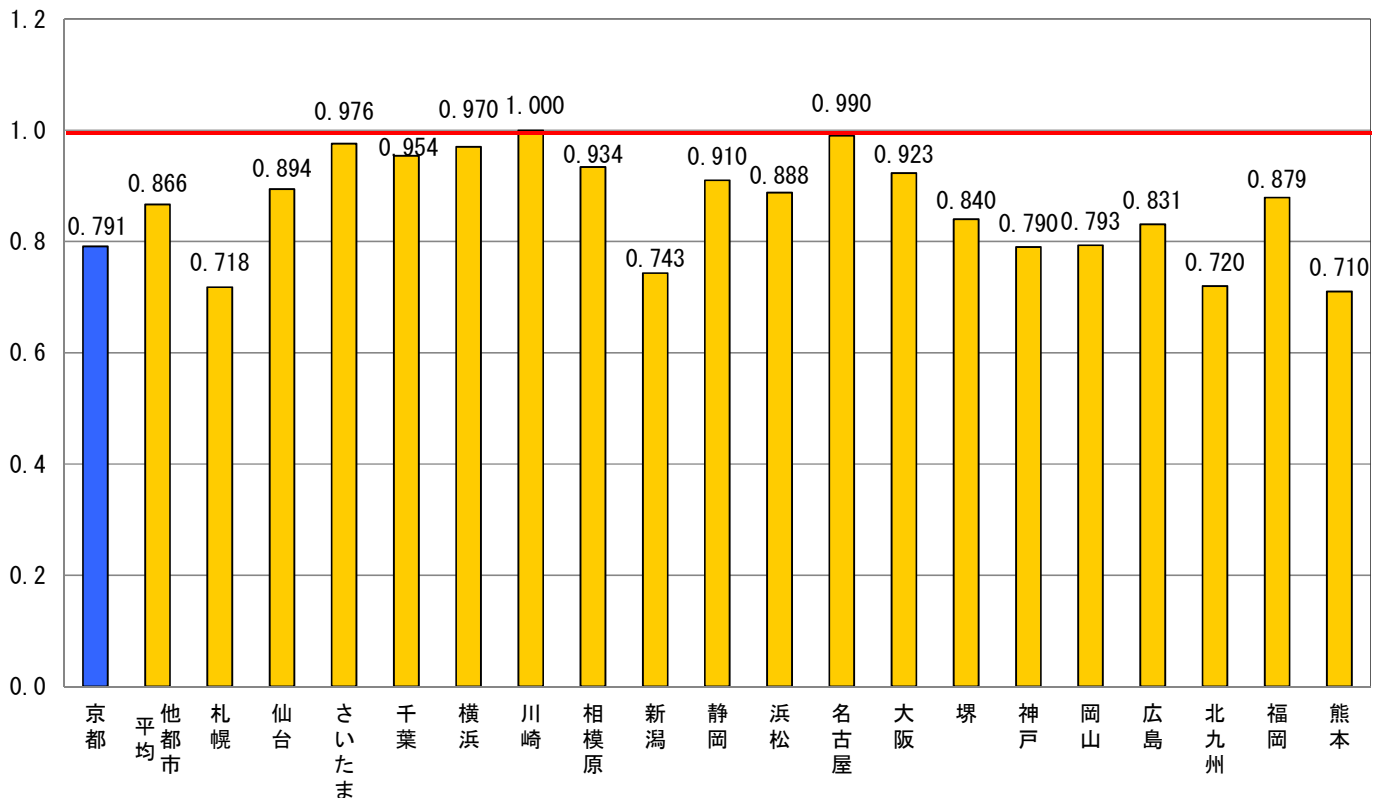
（２）地方交付税及び臨時財政対策債

政令指定都市の市民一人当たりの地方交付税及び臨時財政対策債の収入額（平成27年度決算）



京都市は、市税収入が少ない分、地方交付税及び臨時財政対策債に多くを依存しており、市民一人当たりの地方交付税等による収入は、他の指定都市平均の約1.5倍となっています。

政令指定都市の財政力指数（平成27年度決算）

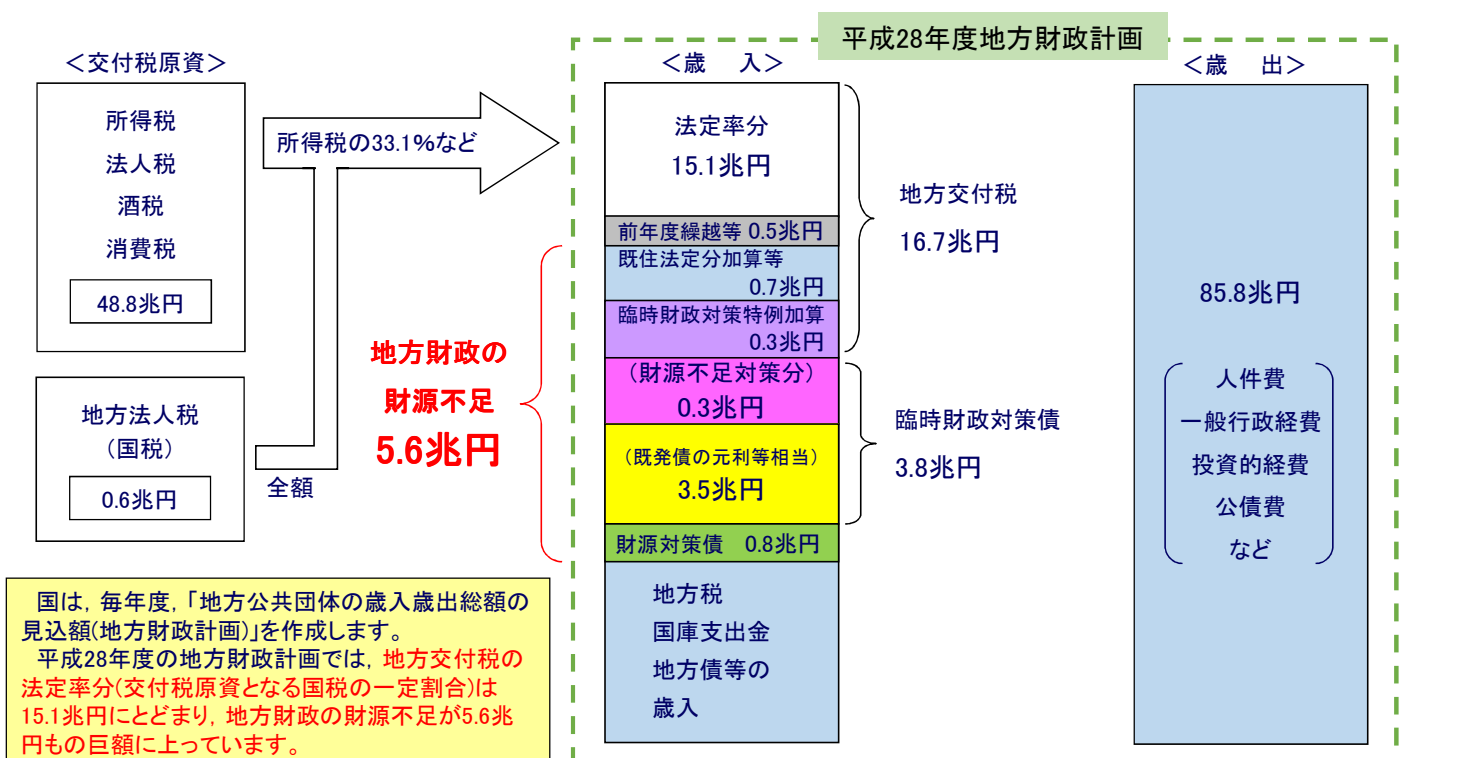


財政力指数は政令指定都市中 6 番目に低く、他の指定都市と比べても、国の地方交付税等に多くを依存しなければ、予算を編成できない状況にあります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

◆ 地方交付税を取り巻く課題

地方財政全体で、**5.6兆円**もの巨額の財源不足！（平成28年度） 法定率の引上げにより解消すべき！



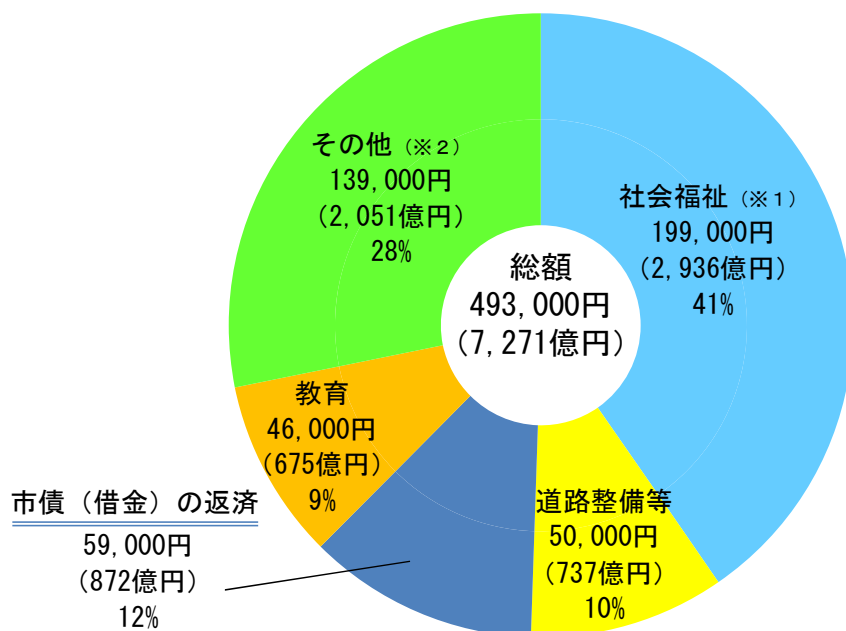
(注) 千億円未満を端数処理しているため、合計の一致しない箇所がある。

2 歳出

歳出構成の特徴（目的別分析）

社会福祉に最も多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり目的別歳出（平成27年度決算）



（ ）内数値は、本市目的別歳出額を示しています。

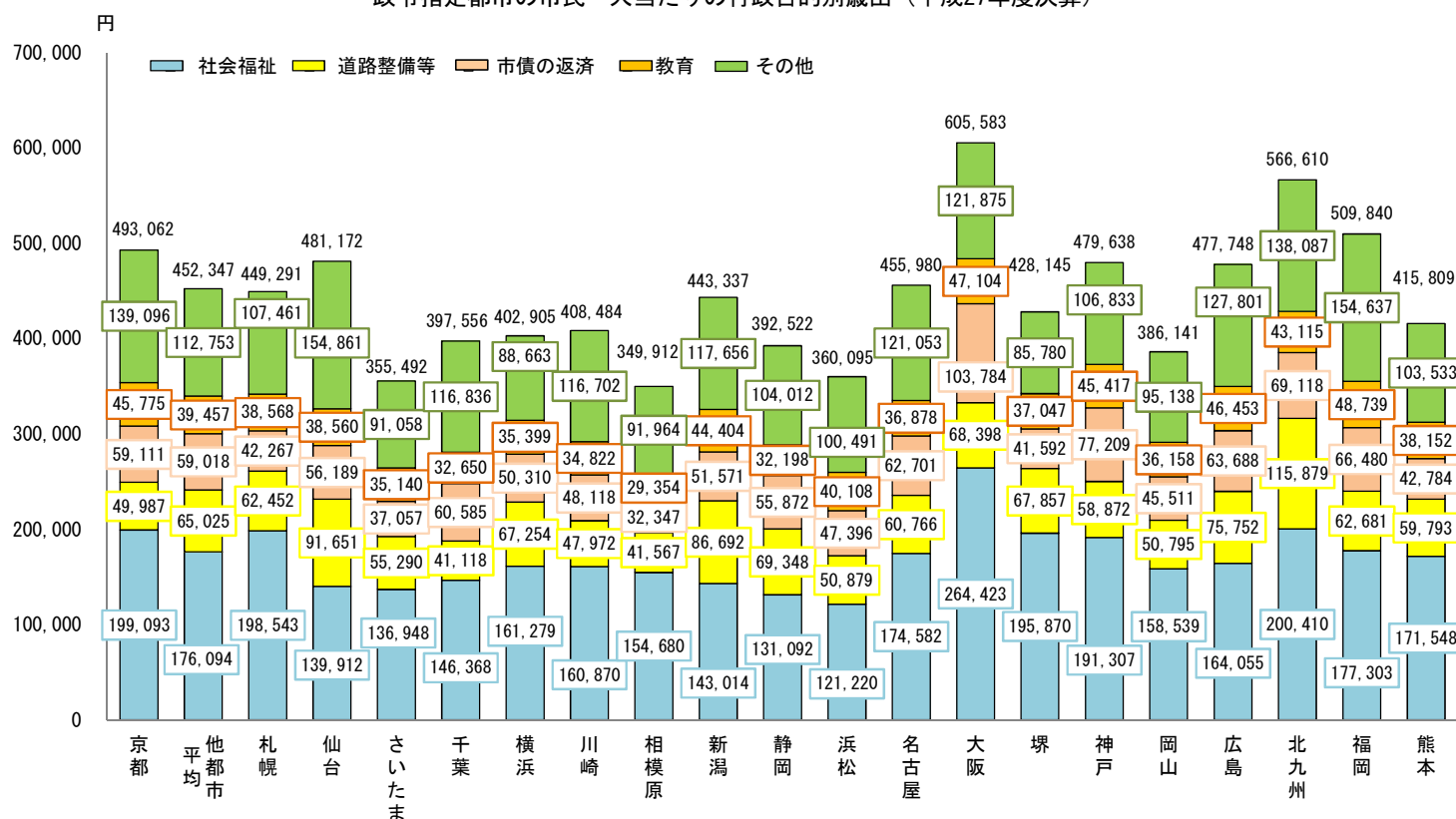
※1 社会福祉 = 児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活保護など

※2 その他 = 保健・清掃等、産業振興、消防、総務管理など

中小企業への金融支援のための融資制度（中小企業金融対策預託金）に力を入れていることから、金融機関への預託金に係る歳出（市民一人当たり44,000円（653億円））が「その他」の多くを占めています。

※3 市民一人当たり目的別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの行政目的別歳出（平成27年度決算）

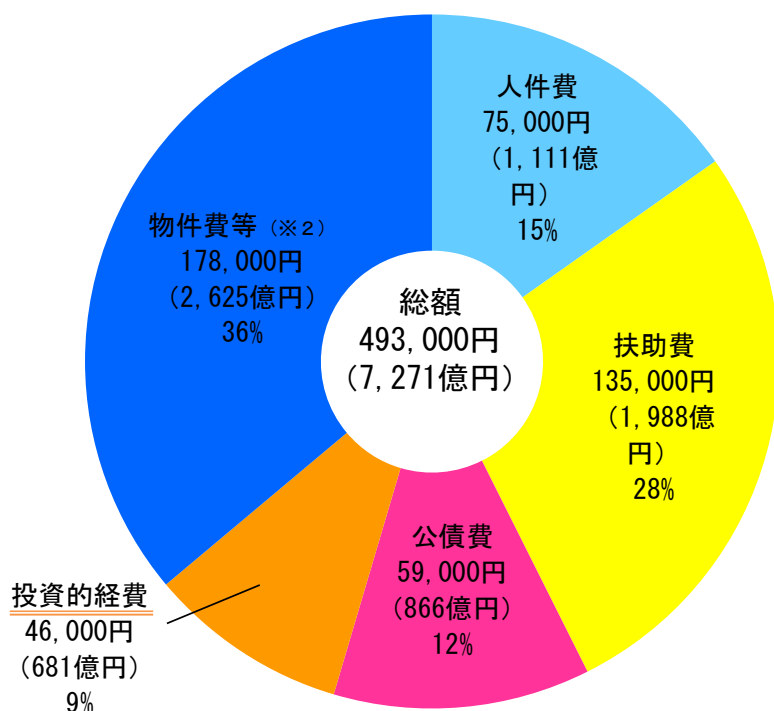


京都市の市民一人当たり歳出総額は、指定都市の中で4番目に高くなっており、行政目的別では、社会福祉費が指定都市の中で3番目に高くなっています。

歳出構成の特徴（性質別分析）

- 人件費や扶助費といった義務的経費（※1）に多くの経費が使われています

◆ 京都市の市民一人当たり性質別歳出（平成27年度決算）



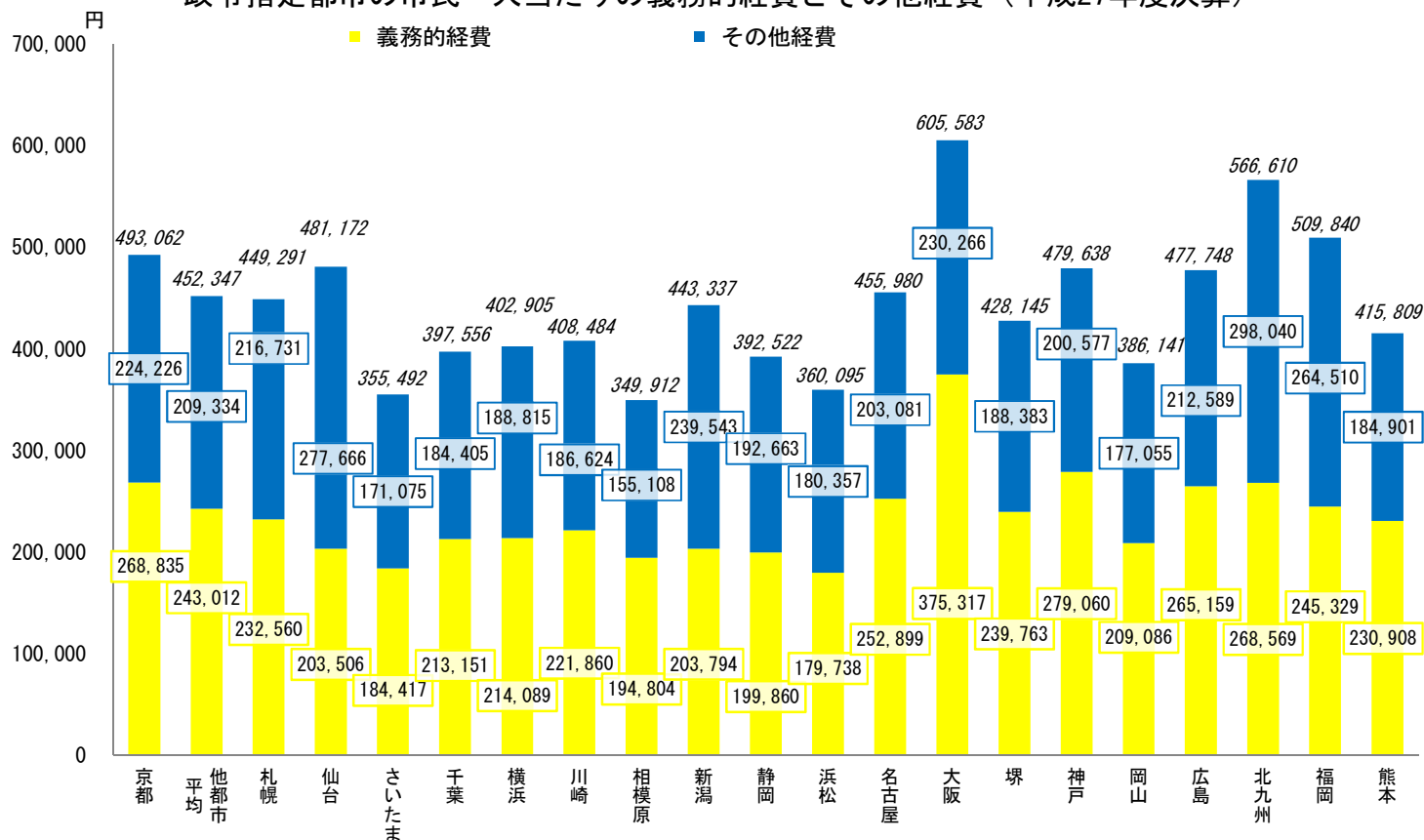
（ ）内数値は、本市性質別歳出額を示しています。

※1 義務的経費 = 人件費 + 扶助費 + 公債費

※2 中小企業への金融支援のための融資制度（中小企業金融対策預託金）に力を入れていることから、金融機関への預託金に係る歳出（市民一人当たり44,000円（653億円）が多くを占めています。

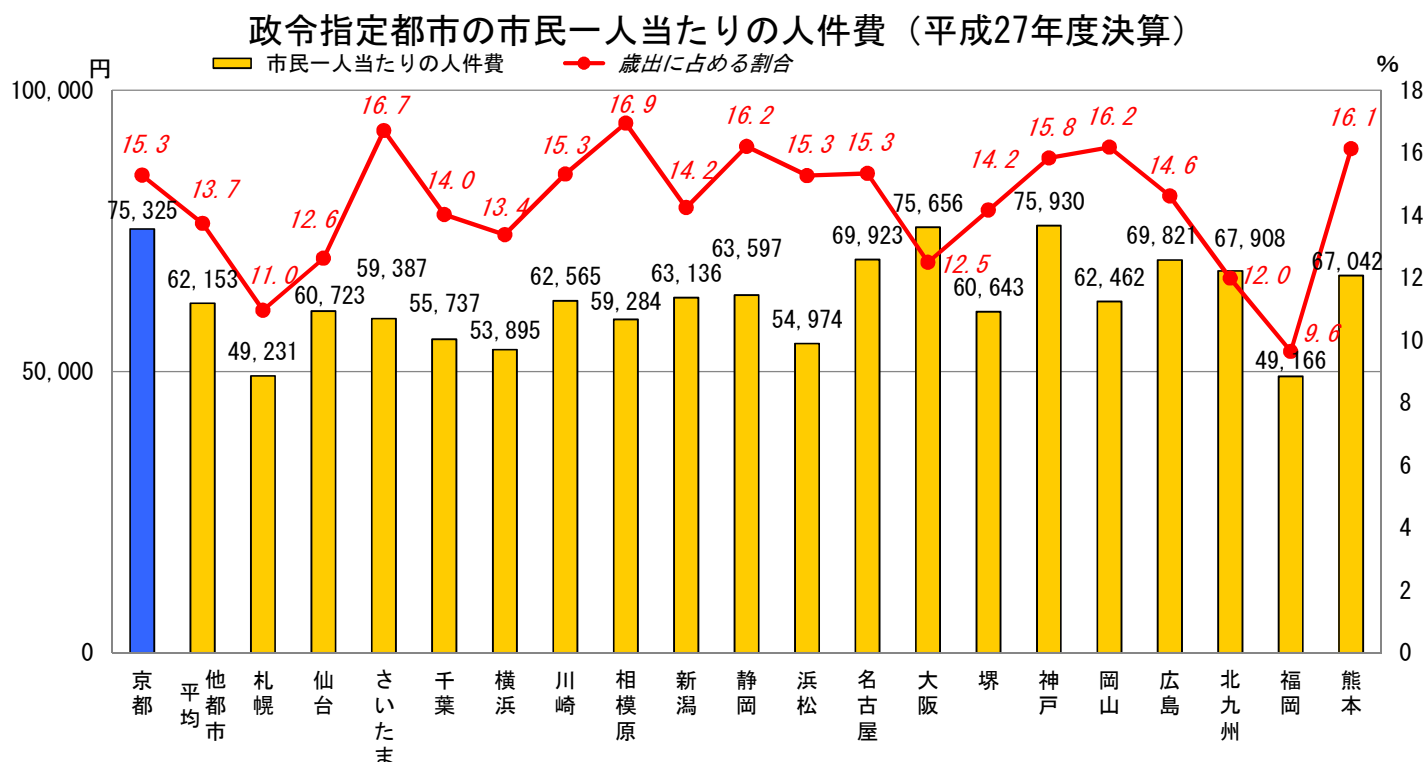
※3 市民一人当たり性質別歳出の内訳は、千円単位に四捨五入しています。

政令指定都市の市民一人当たりの義務的経費とその他経費（平成27年度決算）

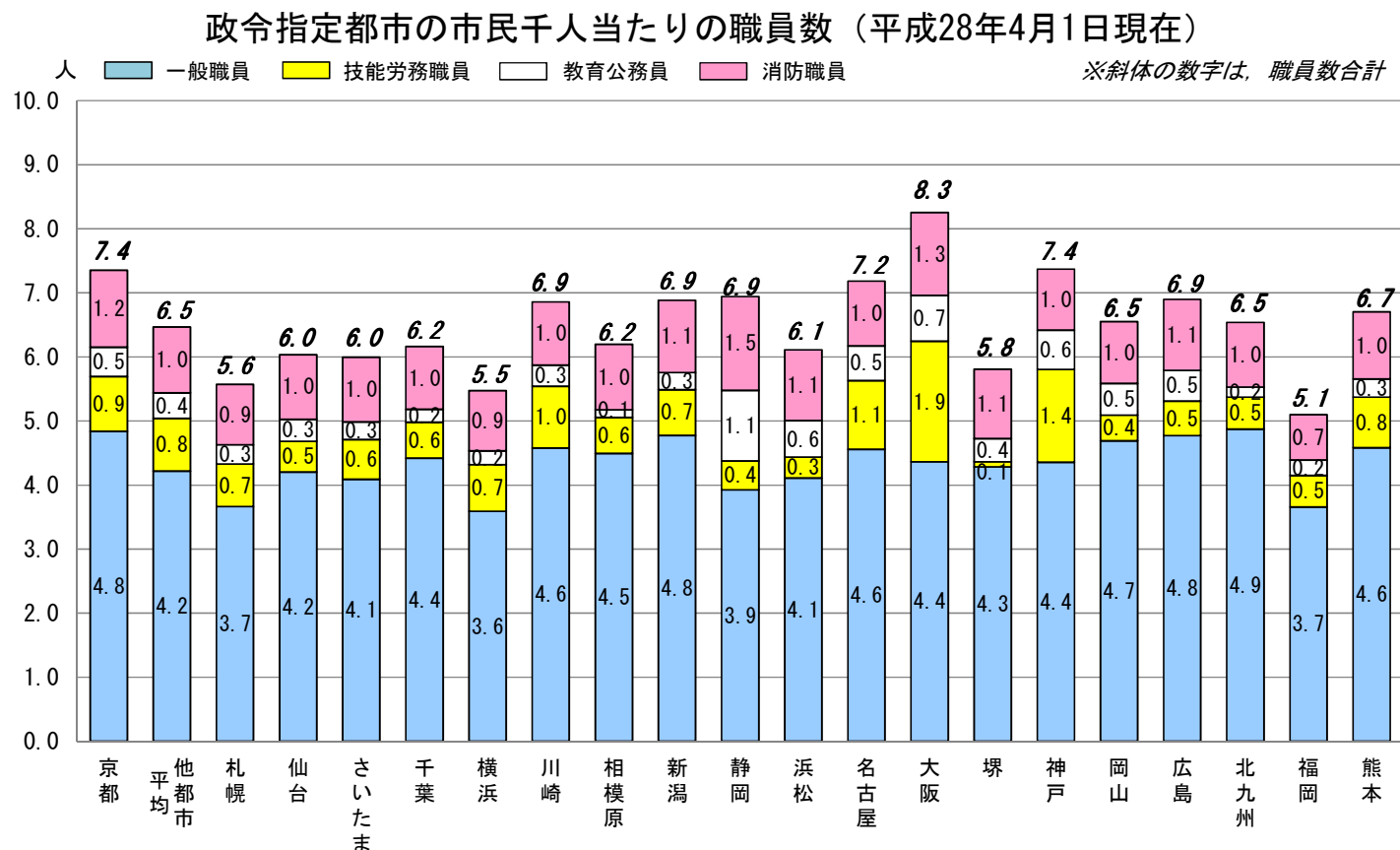


京都市の市民一人当たりの義務的経費は、指定都市の中で 4 番目に高くなっています。

(1) 人件費



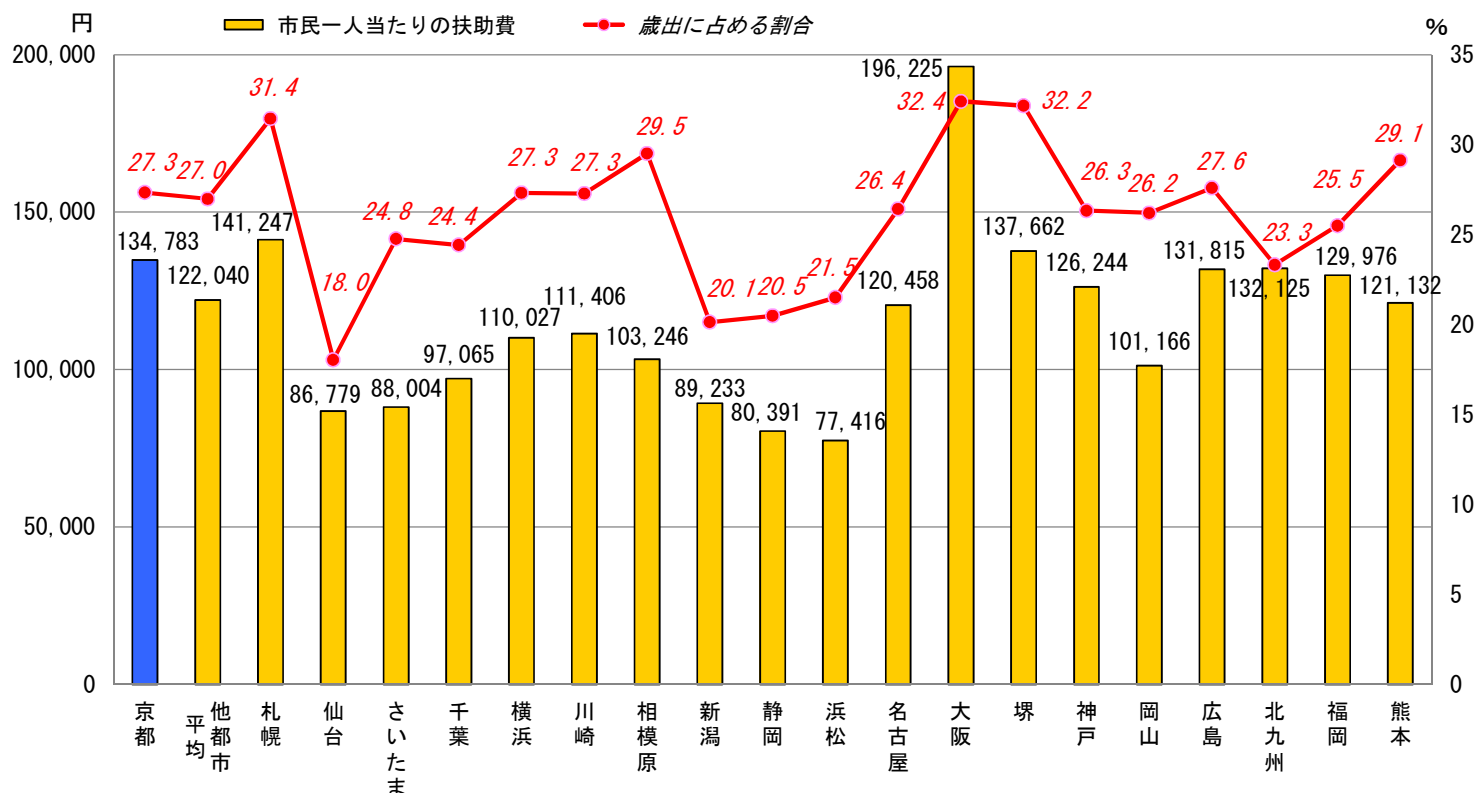
職員数の削減などにより、京都市の市民一人当たり人件費は、前年度から減少していますが、指定都市の中で3番目に高くなっています。



京都市の市民千人当たり職員数は、指定都市の中で2番目に多くなっています。

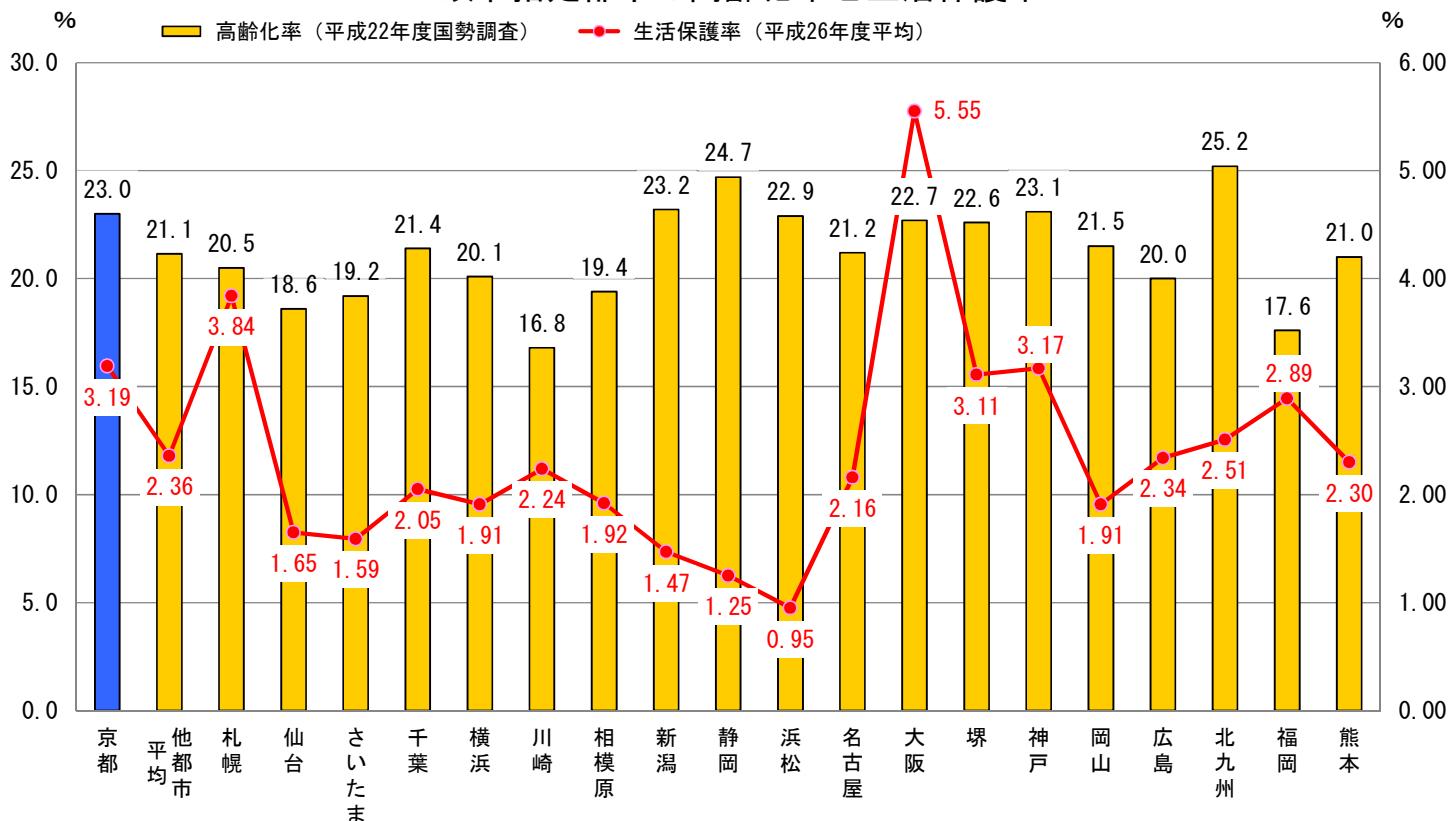
(2) 扶助費

政令指定都市の市民一人当たりの扶助費（平成27年度決算）



京都市は、これまでから福祉に力を入れてきたことなどから、市民一人当たり扶助費は、指定都市の中で4番目に高くなっています。

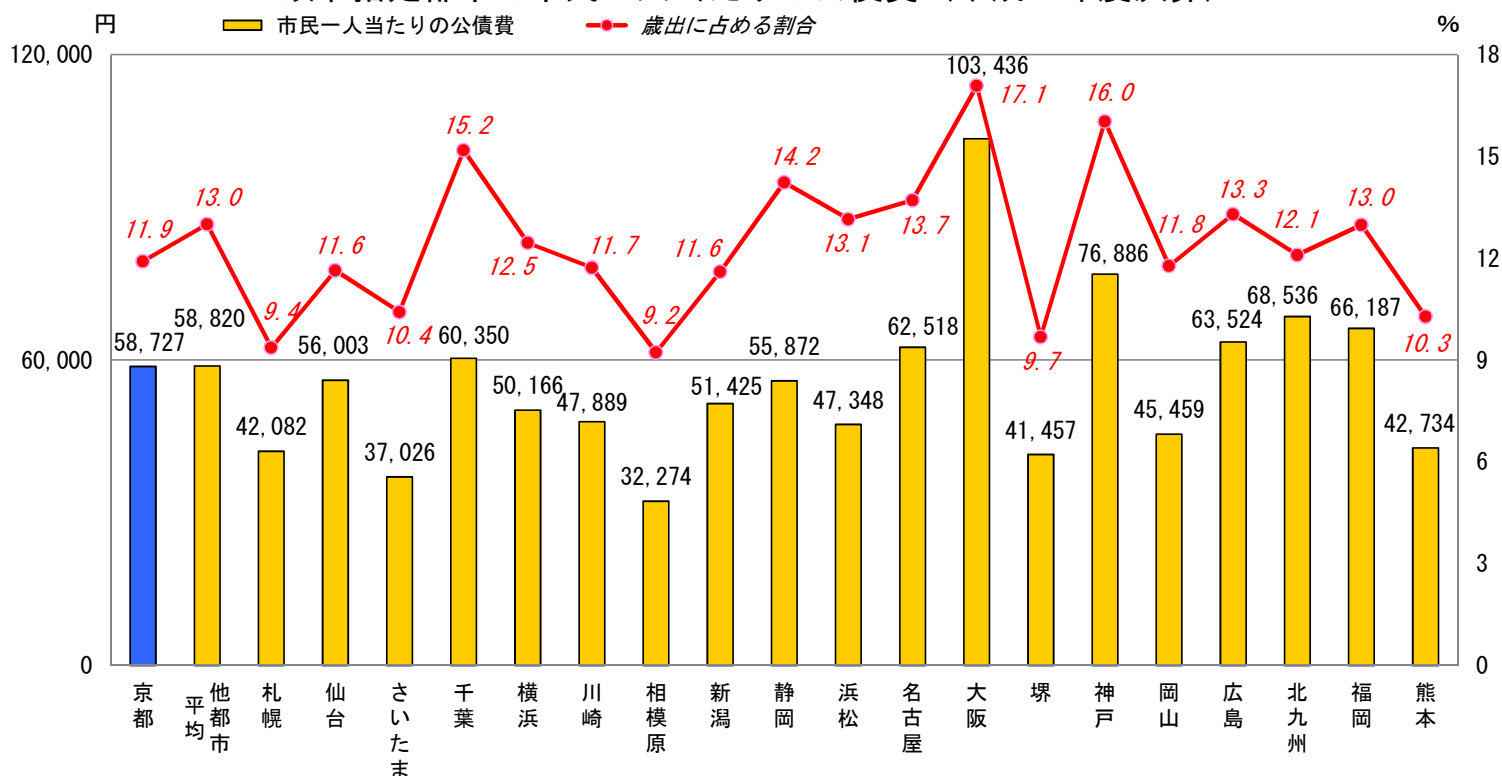
政令指定都市の高齢化率と生活保護率



京都市は、指定都市の中で、高齢化率は5番目に高くなっています。また、生活保護率は3番目に高くなっています。

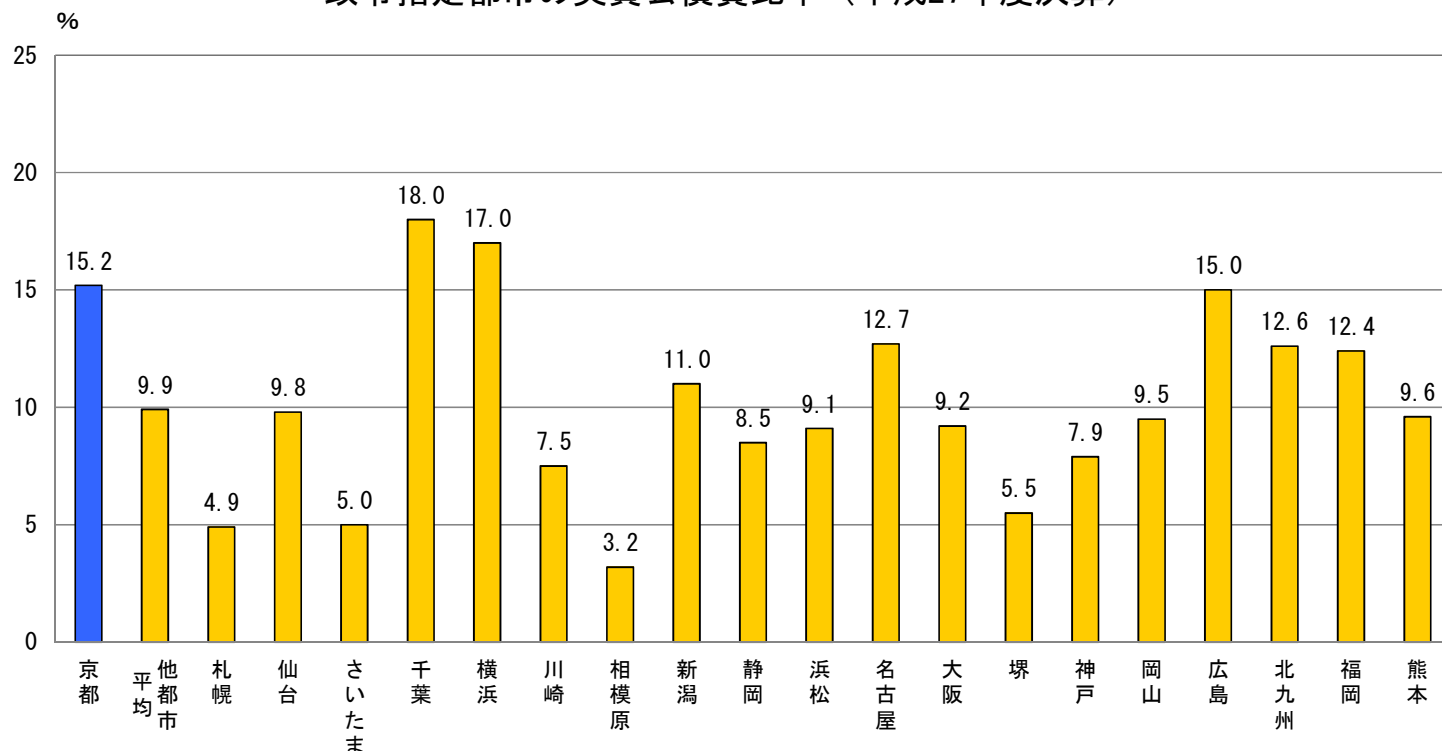
(3) 公債費

政令指定都市の市民一人当たりの公債費（平成27年度決算）



市民一人当たり公債費は、前年度から増加しているものの、他都市平均をやや下回る水準にあります。

政令指定都市の実質公債費比率（平成27年度決算）

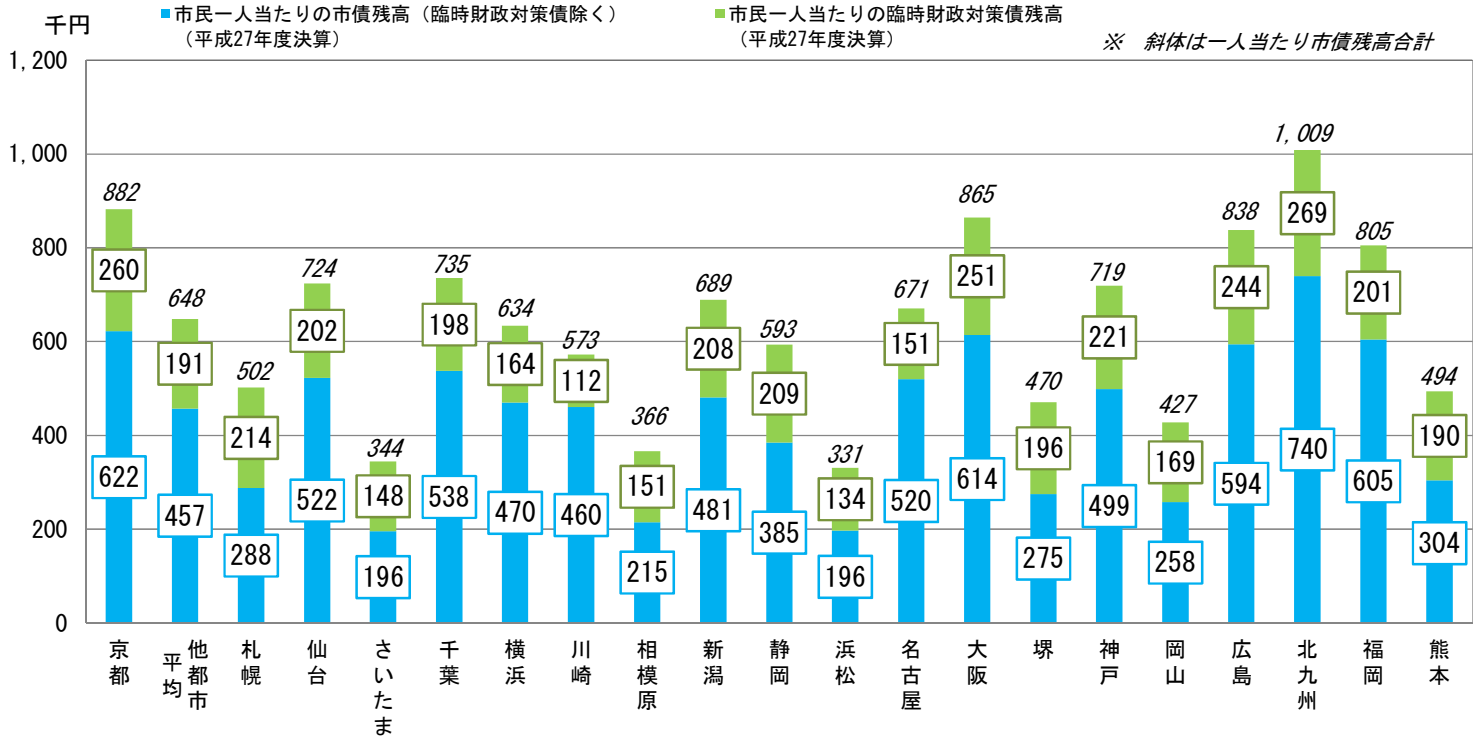


実質公債費比率は、地下鉄や下水道などの公営企業の元利償還に対する繰出金も公債費に準じたものとして算定するため、指定都市は一般市に比べると総じて高い数値となっています。

京都市は、交付税措置のない市債（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）の償還額が多くなっていることから、指定都市の中では3番目に高くなっています。

※ 9月5日時点の数値

政令指定都市の市民一人当たり市債残高（平成27年度決算）

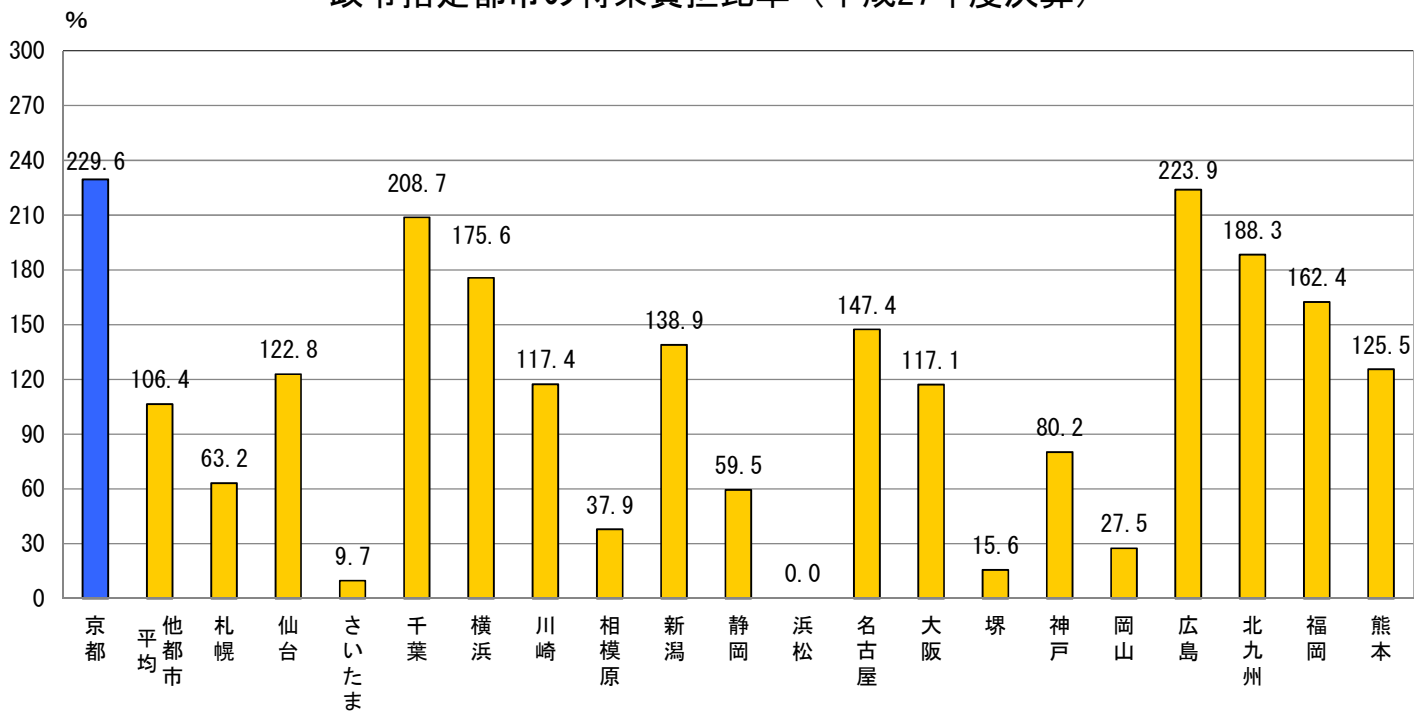


京都市の市民一人当たり市債残高（臨時財政対策債除く）は、指定都市で多い方から2番目となっており、市債残高合計（臨時財政対策債含む）においても指定都市で多い方から2番目となっています。

なお、新たに指定都市となった都市は、市債残高が少ないため、新しい指定都市が増えるほど平均が下がる傾向にあります。

※ 指定都市には、他の市町村にはない国道、道府県道の整備、維持等に係る仕事があります。

政令指定都市の将来負担比率（平成27年度決算）



将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（市債残高（交付税措置される額を除く）、退職手当の支給予定額等）の標準財政規模に対する比率を示すもので、この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

京都市は、今後償還を行う交付税措置のない市債残高（地下鉄事業への経営健全化出資債、退職手当債、行政改革推進債など）が多くなっていることから、指定都市の中で最も高い水準になっています。

※ 9月5日時点の数値